

地域総合防災力の充実方策について

平成20年11月13日

地域総合防災力の充実方策に関する小委員会

平成 19 年 7 月 30 日に報告を求められた「地域総合防災力の充実
方策」について、別紙のとおり報告する。

平成 20 年 11 月 13 日

地域総合防災力の充実方策に関する小委員会委員長

秋 本 敏 文

消 防 審 議 会 会 長

吉 井 博 明 殿

地域総合防災力の充実方策について

－地域総合防災力の充実方策に関する報告－

1. はじめに

今年、平成20年、消防組織法に基づく自治体消防制度は創設60周年を迎えた。この間、我が国消防は、制度、体制、技術等各般にわたり着実な発展を遂げ、世界的にも誇ることができる消防防災力を備えるに至った。戦後我が国は飛躍的な経済成長を遂げたが、その背景には、災害列島と言われる我が国において、消防が、地震や台風など、頻発する自然災害を克服しながら、国民の安心・安全を最前線で支えてきた歴史があることを忘れてはならない。

さて、この60年の歴史を振り返ると、消防の役割・業務は、消防組織法の改正等を通じて、めざましく拡大してきた。元来は消火、防火の活動のために生まれた消防が、今日、消火活動の高度化を遂げるだけでなく、予防、防災、救急、救助と様々な役割を担うこととなった。体制的な面でも、全国的な常備化の進展や、緊急消防援助隊の創設による広域応援制度の確立を見、今や我が国の安心・安全を支える中核的な存在となっている。

しかし、言うまでもなく、国民の安心・安全の確保・向上は、ひとり消防機関の手によってのみ実現できるものではなく、様々な担い手による様々な防災に関わる活動を充実させることが必要である。例えば火災は、発生源となるおそれのある施設・設備の改善や日頃の注意の積み重ねなどが被害の軽減に大きく寄与する。また、その発生自体から逃れることはできなくとも、地震や台風などの自然災害に対しては、防災基盤となるインフラ整備などによって被害の抑制を図ることができる。もちろんこれまでも、阪神・淡路大震災など幾多の悲痛な体験を教訓として、我が国は様々な防災対策を講じてきたが、近年の相次ぐ災害を見ても、まだまだ十分とは言えない。災害による死傷者の発生や財産の損失をできる限り少なくすることは、これからも努力

次第で相当程度可能なはずであり、これは、今後も、自然災害の脅威にさらされた我が国が優先的に取り組んでいくべき重要な課題である。

では、こうした防災力の向上を実現するため、今後我々は何をなすべきか。その中で消防はどのような役割を果たすべきか。今般、消防審議会において「地域総合防災力の充実」をテーマとした小委員会が設置されたのは、今日、こうした問題意識に応えるための具体的な議論が求められていると考えられたからである。そして、今回テーマとして掲げられたのは、単なる「防災力」ではなく、「地域総合防災力」である。防災力は、「総合力」でなければならない。また、「地域」に存在しなければならない。

まず、「総合力」であること。災害による被害を最小限にとどめるためには、あらゆる局面でのあらゆる対応が必要である。平常時においては、防災施設などの整備、水・食料などの備蓄、避難訓練などとともに、防災対策全般にわたり、災害現場の実態の反映や関連する広範な新技術の導入など様々な側面からの調査研究が必要であり、災害発生時の応急対応としては迅速的確な消火、救助、救急、避難など、さらには避難所などでの生活維持のための活動、そして復旧・復興過程が続く。これらのうち、いずれかの活動が欠けることは、国民の安心・安全の確保にとって大きな不安要素となる。ただし、これらの活動は、行政機関や消防機関のみによって実行されるものではない。国民一人ひとりが、自らを守り、共に助け合うことも重要である。多様な局面で多様な活動を円滑に行うためには、それぞれの活動の担い手となりうるあらゆる組織、個人の力が総合的な力として最大限活かされなければならない。

また、「地域」に存在していること。防災力には、大規模災害に対応しうる緊急消防援助隊のような全国的なシステムも必要であるが、まずは、それぞれの地域において、即座に対応できる防災力が必要である。阪神・淡路大震災など大規模な災害の都度、我々は、このことを痛切な思いをもって体験した。遠隔地からの大きな防災力が投入さ

れる前に、自助、共助の精神に基づき、発災直後からその場で活動することができる身近な防災力が全国それぞれの地域に存在しなければならない。

このような「地域総合防災力」の整備には、個々の防災力の担い手の対応力を強化するとともに、それらが有効に機能するよう、日頃から担い手相互の連携協力を進めることが重要である。担い手間の日頃からの対話、関連情報の共有が必要であり、さらには、そのつなぎ役も必要となる。今回の報告は、消防を基点としながらも、消防機関による消防防災力だけではない「地域総合防災力」の整備・向上にまで視野を広げ、国民の安心・安全を確保するための方策を検討したものである。

2. 基本的な考え方

(1) 防災力の担い手

地域の防災力を担う主体は様々である。平常時の備えから、災害発生後の生活維持、復旧などまで考えれば、常備消防や消防団、警察、自衛隊、また婦人（女性）防火クラブ、青少年消防組織、自治会・町内会等を基礎とした自主防災組織などの民間組織、さらに、企業・各種団体、一般の住民やボランティアグループなども、広い意味では地域防災を支える担い手になりうる。もちろん、全体として、地域の安心・安全を確保する上で、国や地方公共団体などの関係行政機関の役割も当然大きい。

それらが時間経過に応じたあらゆる局面で様々な防災活動を行うことが必要である。

例えば、平常時においては、消防機関では、火災予防のための活動とともに、災害時に存分に力が発揮できるよう消防装備の充実改善、技術向上のための訓練などが行われる。さらには、災害に強いまちづくり、防災訓練などを通じた住民、企業等を対象とする防災人づくりなども災害発生時に備えて日頃から行っておかなければならないが、これらの活動は、消防防災に関わる組織だけではなく、一般の住民も含めて幅広く多様な担い手がそれぞれ役割を分担して実施する必要がある。

災害発生直後の応急活動として、まず消防機関による消火、救助、救急などの活動が必要となる。これらについて常備消防が緊急消防援助隊を含めて全力をあげて対応することは当然であるが、阪神・淡路大震災などで体験したように、大きな災害になれば到底常備消防のみで対処することはできない。大規模な災害が発生した時には、避難誘導を含む広範な活動が必要となり、その際は消防団が大きな役割を担うほか、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織などの地域の防災組織、さらには企業・団体等を含む地域のあらゆる組織、住民の活動が不可欠である。

復旧・復興過程においては、被災者の生活維持・再建、被害を受け

た道路、河川等のインフラ復旧、復興へのまちづくり、地域経済の復興対策、被災の教訓を踏まえた新たな防災システムの整備などが行われる。こうした復旧・復興過程においては、国、地方公共団体が相対的に大きな役割を果たすことになろうが、関係する組織のほか、被災者である住民自らの参加なども重要である。

(2) 常備消防、消防団等それぞれの担い手の充実強化

(常備消防の充実強化)

総合防災力の充実強化には、まずそれぞれの防災力の担い手の充実が必要である。そのためには、消防機関だけでなく各分野の充実強化が必要であるが、ここでは消防機関を中心に述べる。

まず、常備消防についてである。

社会経済の高度化に伴い災害や事故が複雑化・多様化しており、今日、消防機関は、消火だけではなく、予防、救助、救急と様々なニーズに対応しなければならない。さらに、高層建築物をはじめ特殊な建物・施設の増加に伴い、これまでに経験していない形態の災害が増加しており、常に新たな対応が求められている。また、阪神・淡路大震災の経験から、緊急消防援助隊が創設され、自らの地域にとどまらない全国的な備えに発展している。加えて、近年は、世界的なテロの脅威などから、消防機関には、国民保護の仕事も与えられている。このような状況で常備消防の対応力の一層の高度化・専門化を図ることは防災力の基幹として重要である。

したがって、我が国の財政は国・地方を通じて極めて厳しい状況にあるが、国民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割がますます重要となっていることを踏まえ、必要な消防職員の確保、あるいは消防関係予算の充実には最大限の努力をする必要がある。

併せて今日、常備消防については、広域化によって、消防本部の規模を大きくし、人員、財源を一層有効に活用しようとしている。広域化に伴って、本部機能の統合等の効率化による現場活動要員の増強、より大きな規模の下での装備の高度化等を進めることができる。常備

消防に要求される高度化・専門化を実現するためには、引き続き広域化による組織規模の見直しを推進する必要があるだろう。

(消防団の充実強化)

地域の防災力を強化する上で、消防団の力は不可欠であり、その充実強化は消防行政を取り巻く最重要課題である。阪神・淡路大震災等の経験から明らかとなったように、特に大規模災害時には、常備消防の力だけでは十分ではなく、要員動員力、即時対応力、地域密着性を持った消防団の活動が欠かせない。切迫性が指摘される東海地震や東南海・南海地震、首都直下地震などの大規模地震では救助活動や避難誘導等で消防団の活動は欠くことができない。また、近年集中豪雨等の風水害が頻発化する中で、消防団が様々な自然災害に対処する中核的存在としてその力を確実に発揮することが国民の安心・安全の確保にとって極めて重要である。

しかしながら、消防団は、少子高齢化や過疎化など社会経済が変化し、地域社会が変容する中で、団員の減少等多くの問題に直面しており、このままでは地域防災力の低下に直結する厳しい状況に置かれている。今後、消防団の充実強化を進め、地域防災の中核的存在として期待される役割を果たすためには、こうした環境の変化に適応しながら、当面する問題を解決していく必要がある。本委員会では、そのための検討の視点をいくつか指摘したい。

まず、消防団に今求められている役割を改めて確認することが基本となる。我が国は、ほぼ全ての市町村において常備消防と消防団が並立するという世界にも誇ることもできる消防体制の特色を持っているが、今後、大規模災害にも耐えうる地域防災力を確保していくためには、消防団の重要性がますます増大していくのは間違いない。国民の安心・安全を確保する上で消防団は不可欠である。このことを基本としながら、多様な実態を持つ消防団の現状をつまびらかにするとともに、社会経済の変化や消防の使命の拡大に十分対応する消防団の更なる充実を目指し、制度面、運用面など様々な側面にわたって不断の

検討、改善の努力を続けることが必要である。

次に、消防団活動のなお一層の発展である。後述するように、常備消防が救急業務の激増や新たな災害・事故への対応に追われる中で、消防全体としての活動を充実させていく上では、救助活動や住民に対する広報活動、応急手当その他の指導等において消防団が果たす役割への期待も一段と高まるものと考えられる。しかし、例えば救助活動について言えば、一般的には消防団は救助活動用の装備を十分には保有しておらず、必ずしも十分な訓練もできていない。近年、救助資機材の整備に必要な経費については地方交付税措置が拡充されたところである。また、消防団多機能型車両の導入など装備の充実に向けた新たな動きも見られる。今後、国民の安心・安全の重要な担い手である消防団の活動の充実を期するためには、市町村において資機材の一層の整備・充実が図られるよう、財政措置を含めて、国等において適切に対応していく必要がある。また、常備消防の協力も得ながら、訓練の充実により全体的な技術の向上を図ることも必要である。装備については、消防団が保有することが望ましい標準的な装備について、救助資機材等を含めて、国が何らかの形で具体的に示すことも、今後の検討課題であろう。

さらに、消防団の力の源となる団員の確保である。消防団員はなお減少傾向にあり、これは我が国の防災体制のあり方を大きく左右するものとして憂慮される。このことについては、平成18年度に消防審議会内の小委員会から「消防団員増加への時代転換をめざして」との報告がなされている（平成19年2月7日）。この報告のポイントは、消防団活動の重要性について国民に理解されるよう、活動内容の充実はもとより、一般国民に対する広報を強化することと、消防団員の活動環境の改善を図ることである。

活動環境に関しては、処遇を含む様々な面での改善が課題であるが、特に最近の大きな問題は、被雇用者の入団等に関する環境整備である。就業構造が変化し、現に消防団員の約7割が被雇用者となっている。こうした被雇用者の団員については、現場出動や訓練などの際に、勤

務先との業務調整が必要となることなどから、消防団への入団や実際の出動が困難となっている面があると指摘されている。我が国においては、国で消防団協力事業所の認定制度を設け、また、協力事業所に対する減税措置を設けている県があるなど、それぞれがこれまでも努力しているが、消防団員の確保は当面する大きな課題であり、事業所に対して活動環境の整備についての理解を一層強く求めていく必要がある。世界の主要国においても同様の事情があり、それぞれ、事業主の理解を求める働きかけ、税財政上の措置など様々な取組をしている。このような事例も参考にしながら、被雇用者の活動環境の整備については、国、地方を通じて幅広く総合的に実効性のある対策を推進する必要がある。

また、消防団員は全体として減少傾向を続けているものの、最近の調査によれば約3割の市町村では団員数が増加しており、その事例の中には、消防団だけでなく常備消防や市町村の担当部局も一体となった団員確保の動きが効果を上げているものが見られる。このような関係者が一体となった取組は団員確保の上で是非とも必要である。

以上のほか、団員確保という面では、女性の入団促進に一層積極的に取り組む必要がある。女性の消防団員は、火災予防活動はもとより、消火・救助活動においてもその活躍が期待されている。また、団塊世代をはじめとした退職後の人材については、機能別分団等の制度を活用して、消防職団員OBが大規模災害発生時の活動や火災予防業務等に参加できるようにしたり、特殊な技術・技能を消防団活動に活かしていくことが望ましい。学生など若い世代が消防団活動に参加しやすくするための支援も必要であろう。さらには、民間事業所の自衛消防組織の構成員は、日頃から訓練を行うなど、防災活動についての経験が豊かであることから、こうした者が地域社会の一員として自主的に消防団に入団することも推進していく必要がある。

(常備消防と消防団の連携)

常備消防と消防団との並立という我が国消防体制の特色は、最大限

生かさなければならぬ。その基本は、それぞれがその特長を發揮するとともに、同じ使命を有する消防機関として緊密に連携し、協力することである。常備消防は、常勤の消防職員からなる組織として、予防、消火、救助、救急など全般にわたり高度で専門的な業務を遂行するとともに、地方公共団体の防災体制の中においても中核的な役割を果たすことが求められる。

一方、消防団は、消防業務を遂行する行政機関であるが、同時に、実体として「自らの地域は自らで守る」という精神に基づく住民の協働組織としての側面を有しており、一般住民にとって顔のわかる身近な存在であるという特色を持つ。そのため、戸別訪問による防火指導や住宅用火災警報器の普及等の火災予防活動、あるいは地域に密着した防災教育や防災訓練における応急手当等の指導など地域の安全確保のための幅広い活動、さらに、大規模な自然災害や国民保護法の想定する武力攻撃事態などの際の住民の避難誘導など、常備消防だけでは難しく、消防団だからこそ実効を上げることができる活動がある。このように消防団の特色を生かした地域の様々なニーズにきめ細かく対応する活動をさらに充実させることが消防団に対する評価を一段と高めることになるであろうし、このことは、結果として常備消防の高度かつ専門的な機能の充実にもつながるであろう。

常備消防の体制の相違など地域の実情に応じながら、このようなそれぞれの特色を生かした活動を一層充実させつつ、連携をより強めることが、地域の総合的な防災力を強める上で重要である。

(地域住民による防災組織等への支援)

地域の総合防災力として、住民の連帯意識に基づくいわゆる自主防災組織や婦人（女性）防火クラブの存在は重要である。地域の自治会などを基礎として設けられた自主防災組織は、現在全国に約12万、組織率（自主防災組織として組織された世帯数の全国世帯数に対する比率）は約7割となっている。また婦人（女性）防火クラブの会員は全国で約200万人となっている。

これらの組織は、普段からの近所の付き合いを基盤として、日常的な防火防災活動や災害発生時の独り暮らしの高齢者の支援などに重要な役割を果たしている。また、住宅火災による被害の軽減のため現在進めている住宅用火災警報器の普及については、婦人（女性）防火クラブがその共同購入や設置の支援等に積極的な活動を行っている。

このような地域住民による防災組織については、人材の育成など組織の強化や、活動の活発化を促進する必要がある、国や地方公共団体等ができる限りの支援を行うことが望ましい。

さらに、民間事業所の活動も重要である。多くの事業所は、その業務内容等に応じて様々な資機材や技術、組織力を有しており、事業所内の防災だけでなく、地域社会の構成員として、災害発生時における避難場所の確保や物資の提供などの面で重要な役割を果たすことが期待される。したがって、地方公共団体は事業所との防災協力協定の締結等を進めるとともに、情報提供など必要な支援を行うことが望まれる。

（３）地域における担い手間の連携協力

（連携協力の重要性）

消防機関に限らず、地域防災力のそれぞれの担い手がそれぞれ対応力を強化することは基本であるが、同時にそれらが有機的に連携し、協力することができなければせつかくの防災力を十分に機能させることができない。消防機関が警察、自衛隊等の専門機関と連携することはもとより、消防機関と民間の自主防災組織、婦人（女性）防火クラブといった防災組織や企業・各種団体などとの連携、また、民間のこれら担い手同士の連携が必要である。

連携協力を進めるためには、平常時からの対話・接触によって、お互いが顔の見える関係になっておくこと、合同の訓練などで円滑に協力できるようにしておくことなどが重要である。コミュニティが形成されており、日頃から地域としての一体感があれば比較的地域内での連携協力は実現しやすいが、大都市などでそのようなコミュニティが

希薄になっている地域では困難な面がある。しかし、自らが、また家族が、安全に暮らすために協力して地域の防災体制をつくるということが逆にコミュニティづくりの契機になることも十分にあり得る。そこからコミュニティづくりの一步が始まり、幅広いコミュニティ活動へとつながり、それが地域の安全をより確かなものにするというような展開が期待される。そのため、例えば「地域防災〇〇会議」というような名称の下に、地域、市町村など様々なレベルで、必ずしも固い組織としてではなく、ゆるやかで弾力的な仕組みで関係者が気軽に顔を合わせられる連携の場をつくるようなこともあり得る。

また、このような地域のつながりの強化は、犯罪の防止や青少年の健全育成など地域課題の解決にも大きな意味を持つこととなろう。

担い手間で関連情報を共有することも重要である。災害時に単身生活をしている高齢者や障害者などの避難誘導や生活支援を円滑に行うためには、どういう人がどこに住んでいるかなどの情報が必要となる。もとより個人の情報の取扱いは慎重でなければならないが、関係情報を把握している市町村福祉部局と日頃から連携を図り、必要な手続きを踏みながら、担い手間で協力できるようにしておくことが望ましい。

(連携協力における消防団の役割)

前述したように、消防団は行政機関であるが、地域を守るため自発的に参加した住民による組織であるという特色も有しており、日頃から地域の安全に関する事情を熟知しているほか、地域の仲間としての人的つながりを持ち、幅広い交流をしている人が多い。したがって、常備消防とは違った面を持っており、行政機関とも対等の立場で接することができるばかりでなく、一般の人たちとも「顔が見える関係」、「何でも話せる関係」で接することができる。

地域防災力の担い手間の連携協力を円滑に進めるためには、各担い手を結びつけ合う、適切なつなぎ役が必要であるが、このような特長を持つ消防団は、行政以外の様々な組織、特に一般住民とのつなぎ役として大きな役割を果たすことができると思われる。例えば、自主防

災組織などによる地域の防災訓練において消防団員が応急手当の方法の指導を行ったり、小中学校の避難訓練や防災教育の場で消防団員が指導や講話を行っている地域があるが、このようなことの積み重ねが、地域の防災力の強化にとって大きな意味を持つであろう。

3. 防災力強化のための具体的方策

(1) 物的基盤の整備

(災害に強いまちづくりの推進)

地域の防災力を向上させるためには、災害による被害の最小化を図るという観点からハード面での防災まちづくり対策が必要である。この場合、防災拠点となる公共施設の耐震化を進めることが重要であり、地方公共団体の取組を促進するため、国における財政措置の充実を検討すべきである。また、防災のための事業と位置づけられているものだけでなく、あらゆるハード面でのまちづくり関連事業について、防災、安全という視点からの検討をし、必要な措置をすることが必要である。例えば、ライフラインの災害対策、火災や地震に配慮した公園整備など多くの面でこのような視点が必要であり、そのためには、防災の専門家である消防防災関係者の積極的な各種事業への参画が必要と考えられる。

もちろん、ハード面の整備においても、地方公共団体や消防機関に限らず、民間事業者や住民一人ひとりの取組も重要である。施設の耐震化、不燃化、あるいは家具の転倒防止対策など、様々な対策についての地域住民等による積極的な取組も地域の防災力向上には欠かせない。

(2) 人的能力の向上

(地域防災を担う人づくり)

物的な基盤整備は重要であるが、それ以上に重要と思われるのは、地域防災を担う人づくりである。そのためには、常備消防職員や消防団員の訓練、研修も重要である。特に消防団員の場合、活動内容の拡大発展も予想され、後に述べるように指導者としての役割が期待される場合も想定されるので、これらを意識した研修がこれまで以上に必要となろう。しかし、ここでは一般住民を対象とした防災人づくりについて述べる。

言うまでもなく、地域防災は、自助・共助の精神が基本となる。地

域の総合的な防災力を強化するためには、消防機関だけではなく、一般住民を含めた地域総ぐるみの体制が不可欠である。既に過去の大震災等から教訓を得ているとおり、大規模災害発生時は、行政の力だけでは到底対処し切れない。

大規模災害の場合だけでなく、しばしば発生する火災、事故などの時も緊急の消火活動や適切な応急手当てを行うことのできる人材づくりは、国民の安心・安全確保の上で極めて重要である。

これまでも防災に関する一般住民向けの研修は様々な形で行われているが、防災人づくりの重要性を考えれば、国の主導と支援の下に、市町村が実施の責任を持ちながら、消防機関その他関係機関の能力を活用して、例えば「10万人の防災リーダーづくり」のような形で、全国的、計画的に住民の中に防災リーダーを養成することが望ましい。そのための標準的なカリキュラムの作成、所要経費についての必要な財政措置、修了者への公的な認証の付与などを行って全国各地にリーダーを養成し、さらに、継続的な情報の提供等によって活動しやすい条件づくりをすることができれば、そのリーダーは災害時の消防機関等との連携はもとより、日頃からの防災体制づくりにも大きな役割を果たすことが期待される。その動きは、地域のコミュニティ形成にも意味を持つであろう。

また、子どもから大人まで幅広く、学校や地域で防災や消防活動の重要性に関する知識・技術を習得する機会を増やしていくことも大切である。国としてもわかりやすい教材の作成等を通じて、こうした取組を推進することが求められる。

このような人づくり研修には、参加者の修了後の活動と関わり合いを持ち、地域防災の専門家として必要な支援を提供するという趣旨からも、できる限り消防団を含む消防関係者が指導者として参加することが望ましい。そのためには指導者としての自覚や指導技術の向上を図ることも重要である。

地域の安心・安全に関する住民の関心は近年高くなっているので、防災活動に何らかの形で関わりたいと考えている住民は少なくないと

考えられる。防災活動への参加の輪を広げ、多様な担い手による地域総合防災力をなお一層強化するため、防災関係機関は、広く一般住民を対象とした防災人づくりに意を配るべきである。

(青少年消防組織の育成)

我が国では、43万人を有する少年消防クラブや幼年消防クラブが存在し、関係者の努力によってそれぞれに活動しているが、将来を見通した地域の防災人づくりや同年代におけるリーダー的存在の育成を進めるということと、場合によっては高校生などは災害発生時の実戦力として活動しうるということを考えた場合、青少年消防組織の育成はこれからの重要な課題である。

今後の検討事項として考えられるのは、ドイツが17才までを対象としているように対象年齢を引き上げるかどうか、また、対象年齢も考慮しながら今後の活動内容をどう考えていくか、制服や活動のための経費に対する措置をどうするか、青少年により大きな魅力を持ってもらえるようなイベント等の取組をどう考えるかなどであろうが、諸外国の例も参考にしながら十分検討し、できる限り早い機会に具体的な対策を講ずることが望まれる。

なお、青少年消防組織はドイツの例にもあるように、消防団員など将来の消防を支える人材の育成とも関連があると思われることから、消防関係者としても、今後あらためて真剣に対応する必要があるテーマであろう。

また、ライフステージとして人間形成の重要な時期に、学校教育も含め、消防防災に関わりを持つことができるようにすることは重要である。

(3) 情報受発信能力の向上

(消防団における通信手段のあり方)

情報収集・情報伝達手段の整備は、消防機関の迅速・的確な行動や連携・協力の基礎となるものであり、地域防災力の確保を図る上で欠

かせない課題である。消防機関相互間、消防機関とその他の行政機関との間、一般住民に対する情報伝達等、様々な場面に対応した情報手段を総合的に整備する必要があるが、ここではその中でも、消防団の情報受発信能力の向上について強調したい。地域の災害状況を正確に把握できるのは日頃から地域に密着し、全国の隅々まで、あらゆる地域に配置されている消防団であり、消防団が被害状況や必要とされる応援活動などの情報を発信することができれば、迅速・的確な消火活動、救援活動が可能となる。

ところで、消防団における情報伝達手段の実情は、必ずしも正確に把握されているわけでないが、例えば、無線機を使用しているのは団長、分団長、部長等の幹部クラスに限られているのが一般的であると思われる。また、消防団員への出場指令手段はサイレンや電話連絡、電子メールなどによる例が多く、消防救急無線の使用は比較的少ないようである。また、現場活動にあたっての消防本部又は常備消防の隊員と消防団との連絡体制は、十分に構築されているとは言い難い面もある。今後広域化が進展すれば、消防本部と各消防団との連携がますます必要となり、連絡体制の確保が一層求められることになる。

出動指令のあり方、現場活動中の消防隊員との連絡のあり方、さらには市町村役場や消防本部への情報発信のあり方などについて、いかなる手段を使用し、いかなるタイミングで行うか等、情報伝達に関する基本的な考え方を整理することが必要であり、消防団による情報収集力・情報発信力を総合的に確保・向上させるための方策について、国において早急かつ重点的に検討すべきである。

なお、情報伝達手段としては、携帯電話の普及や被雇用者である団員の増加を踏まえれば、携帯電話の活用は効率的・効果的な一つの方法であるが、大規模災害時には輻輳の可能性等もある。情報通信手段の多重化という観点からも無線機は有効な手段であり、今後は消防団における無線機の普及のあり方について十分検討する必要がある。

また、消防団も含めて活用している消防救急無線については、平成28年5月末までにアナログ方式からデジタル方式に切り替えるとい

う課題がある。これまで、常備消防が使用する無線のデジタル化のみが注目されてきた面があるが、消防団が利用する無線も含めてデジタル化されなければ、両者の連絡に支障が生ずる。現場活動における常備消防と消防団の連携体制を維持確保するため、消防団についても、常備消防と一体的な整備を図る必要がある。

4. おわりに

地域総合防災力の整備は、それぞれの地域で行わなければならない。したがって、その推進役は、地域の総合行政主体である市町村が中心となるであろう。

地方公共団体関係者の中には、財政状況が厳しい中で消防防災施策の推進が停滞しかねないとの懸念があるが、地域の安心・安全に関する施策は、今日住民のニーズも高まっており、地域の事情をきめ細かく把握できる市町村が、自らの責任により積極的に対応することが、むしろ望まれている分野であると考えられる。このため、消防機関のみならず、市町村の防災担当部局についても引き続き職員の研修を強化するなど、体制の充実を図る必要がある。

もともと、国全体として、国民の安心・安全を確保するために、国としてもこのことに無関心であってよい訳がない。都道府県も広域的な行政主体として地域の防災活動の支援に大きな責任を負う。これまでも、国、都道府県、市町村が協力して防災体制を整備してきたが、今回の報告に示した地域総合防災力の充実には、今まで以上の強い協力関係が必要であり、国、都道府県、市町村ともにさらに一歩も二歩も踏み込んだ対応が必要である。現場の事情とともに、各種制度等にも通じた市町村が各々の担い手による活動のコーディネーターとして中心的な役割を果たし、消防職団員の教養訓練をはじめとして都道府県もこれを支援するとともに、国は、財政的な面を含めて、情報発信力を活かした支援をする必要がある。

もちろん、消防機関をはじめとする地域の各々の担い手は、それぞれの特性を活かした貢献をしなければならない。

最後に、国民の安心・安全をより確かなものにする力、防災力の充実は、誰かがやってくれるものではない。各々の担い手、地方公共団体、国、防災に関わる全ての主体が、それぞれ、自助・共助の気持ちを持ちながら、力を尽くすことでこれを充実させることができる。多くの関係者の積極的な協力により、地域総合防災力の強化が進み、国

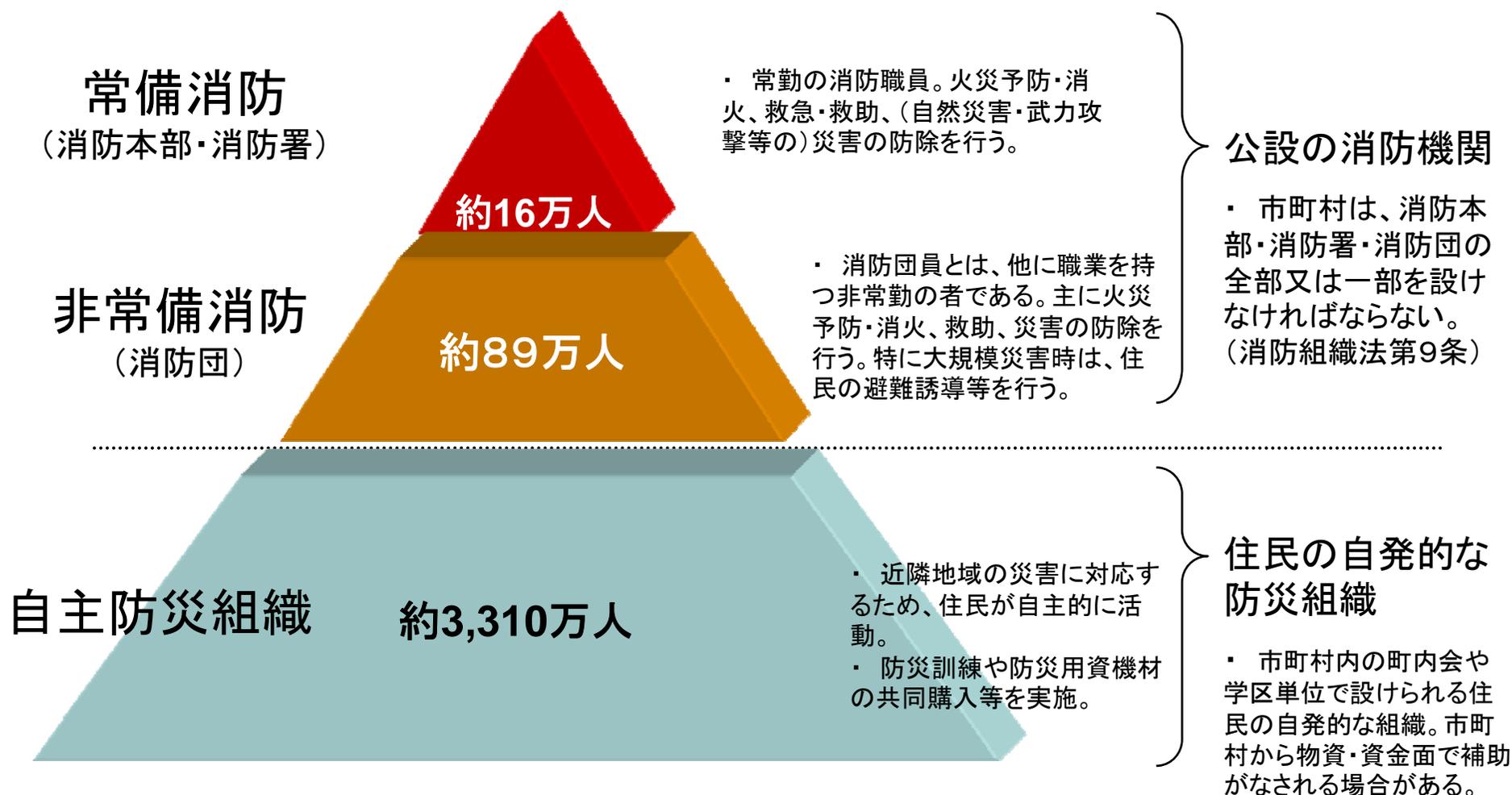
民の安心・安全が確保される展開が期待される。本報告書が、地域防災に関する取組を検討、推進する上で、その一助となるのであれば幸甚である。

— 参 考 資 料 —

・ 消防組織について（１）日本の消防組織の概要	・ ・ ・ 1
・ 消防組織について（２）市町村の消防組織	・ ・ ・ 2
・ 拡大する消防防災業務	・ ・ ・ 3
・ 日本の消防に関する組織と役割	・ ・ ・ 4
・ 変革期にある消防防災行政	・ ・ ・ 5
・ 緊急消防援助隊について	・ ・ ・ 6
・ 消防本部数と常備化率	・ ・ ・ 7
・ 消防職員数	・ ・ ・ 8
・ 市町村の消防の広域化	・ ・ ・ 9
・ 消防団の現況	・ ・ 10
・ 消防団員数と被雇用者（会社員）団員比率の推移	・ ・ 11
・ 消防団協力事業所への優遇措置の例	・ ・ 12
・ 海外の義勇消防隊員の確保に関する支援措置について	・ ・ 13
・ 大規模災害に備えた住民による防災活動	・ ・ 14
・ 発生が懸念される主な大規模地震	・ ・ 15
・ 増加する住宅火災死者数	・ ・ 16
・ 住宅用火災警報器等の普及促進	・ ・ 17
・ 増加する大規模建築物	・ ・ 18
・ 危険物施設の安全対策の充実・強化	・ ・ 19
・ 救助隊出動件数、救助人員及び救助活動件数の推移	・ ・ 20
・ 救急出場件数と救急隊の推移	・ ・ 21
・ 消防本部と消防団との通信ネットワーク運用例	・ ・ 22
・ 消防団で使用されている無線局数等について	・ ・ 23
・ 消防関係組織・団体比較表	・ ・ 24

消防組織について(1)

－日本の消防組織の概要－



消防組織について(2)

—市町村の消防組織—

【常備消防】

常備化率は市町村数で97.8%。人口の99.9%は常備消防によってカバーされている。

市町村長

【非常備消防】

ほとんど全ての市町村におかれている。

消防本部

807本部

- ・ 消防組織法に基づき、各市町村又は複数市町村で構成される組合が設ける
- ・ 市町村の消防事務(消防に係る企画立案、人事、予算、庶務など)を統轄する

消防署

1,705署

- ・ 人口規模等に応じ、消防本部のもとに設置
- ・ 火災の予防、警戒、鎮圧、救急、救助、災害の防除等消防防災活動の第一線を担う

出張所

3,230所

- ・ 消防署のもとに、より小規模な出張所が設けられることがある

2,380団

消防団

- ・ 消防組織法に基づき、市町村ごとに設けられる
- ・ 火災の警戒、鎮圧、災害の防除等の活動を行う

23,057分団

分団

- ・ 市町村の条例等により市町村内の地域ごとに設けられることが多い

※消防団員

- ・ 地方公務員法上の地方公務員(非常勤特別職)
- ・ メンバーである消防団員は、通常、各自の職業に就きながら平時の予防・防災活動や災害時の消防防災活動に従事
- ・ 全国の市町村に888,884人

※消防職員

- ・ 常勤の一般職の地方公務員
- ・ 全国の消防本部で157,396人



拡大する消防防災業務

	拡大する業務		主な災害
戦前	(内務省)警防		
(施行) 昭23. 3. 7	(消防組織法制定) 警防	自治体消防 (市町村消防の原則)	
(施行) 昭23. 8. 1	(消防法制定) 警防 + 予防	↓	昭和23年 福井地震 (死者3,769名)
(施行) 昭37. 7. 10	(災対法制定) 警防 + 防災		このころ都市の大火が続発 昭和34年 伊勢湾台風 (4,697名)
(施行) 昭39. 4. 10	(消防法改正) 警防 防災 + 救急		昭和51年 山形県酒田市における大火 (1名)
(施行) 平7. 10. 27	(消防組織法改正)	平成7 緊急消防援助隊の創設	昭和57年 ホテル・ニュージャパン火災 (33名)
(施行) 平16. 6. 1	(消防組織法改正)	平成16 緊急消防援助隊の 法制化	平成5年 北海道南西沖地震 (202名)
(施行) 平16. 9. 17	(国民保護法制定) 警防 救急 + 国民 予防 防災 保護		平成7年 阪神・淡路大震災 (6,434名) 地下鉄サリン事件 (12名)
平20. 3. 7	自治体消防制度60周年		平成13年 新宿歌舞伎町ビル火災 (44名)
			平成16年 新潟県中越地震 (68名)
			平成17年 尼崎市列車事故 (107名)
			平成19年 新潟県中越沖地震 (15名)

日本の消防に関する組織と役割

平常時

- ◆ 地域住民
自主的な防災、防火活動を行う。
- ◆ 市町村(消防本部・消防団)
火災の鎮圧やレスキュー、救急を実施。
- ◆ 都道府県
市町村間の連絡調整や国との連絡調整を行う。
- ◆ 総務省消防庁
消防に関する法律、制度の企画・立案及び資機材の整備を行う。

非常時

- ◆ 総務省消防庁
緊急消防援助隊をはじめとする各消防機関へ指示を与え、大規模災害対応の司令塔となる。
- ◆ 都道府県
緊急消防援助隊の連絡調整本部を設置するなど、被災地における総合的な指揮を実施。
- ◆ 市町村(消防本部・消防団)
火災の鎮圧やレスキュー、救急を実施。また、緊急消防援助隊の部隊として活動。
- ◆ 地域住民
救助活動や消火活動を実施。

4



変革期にある消防防災行政

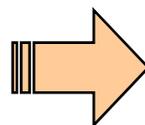
「政策庁」から「政策・実施庁」への改革

(大規模災害・テロ・有事等に対する国家的対応が必要)

A. 消防庁長官による、緊急消防援助隊の出動指示権の創設

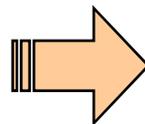
＜(平成15年6月)消防組織法の改正＞

大規模・特殊災害時(大震災・テロ等)には、消防庁長官が緊急消防援助隊に出動の指示



情報収集・出動時の
オペレーション等の任務が発生

緊急消防援助隊の整備に関する基本計画を変更、部隊数の増加や装備の充実を図る

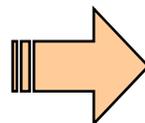


平成20年度中に
登録部隊数4,000隊とするとともに、
テロ対応資機材の整備が必要

B. 国民保護法制の成立・施行

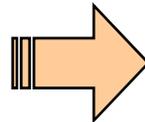
＜(平成16年6月)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律制定＞

内閣官房と連携を図りつつ、消防庁として地方公共団体の体制整備を支援

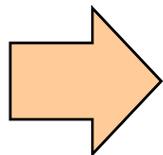


安否情報収集、国民保護訓練の実施
等の対応が必要

武力攻撃等の警報は、総務省を經由して、地方公共団体へ通知



武力攻撃等の情報を住民に伝達する
ため、「全国瞬時警報システム
(J-ALERT)」の整備が必要



これらのオペレーション機能や消防防災・危機管理体制等を整備するため、
消防庁の組織体制の強化や緊急消防援助隊・J-ALERTの整備等が必要。

緊急消防援助隊について

緊急消防援助隊は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設された。

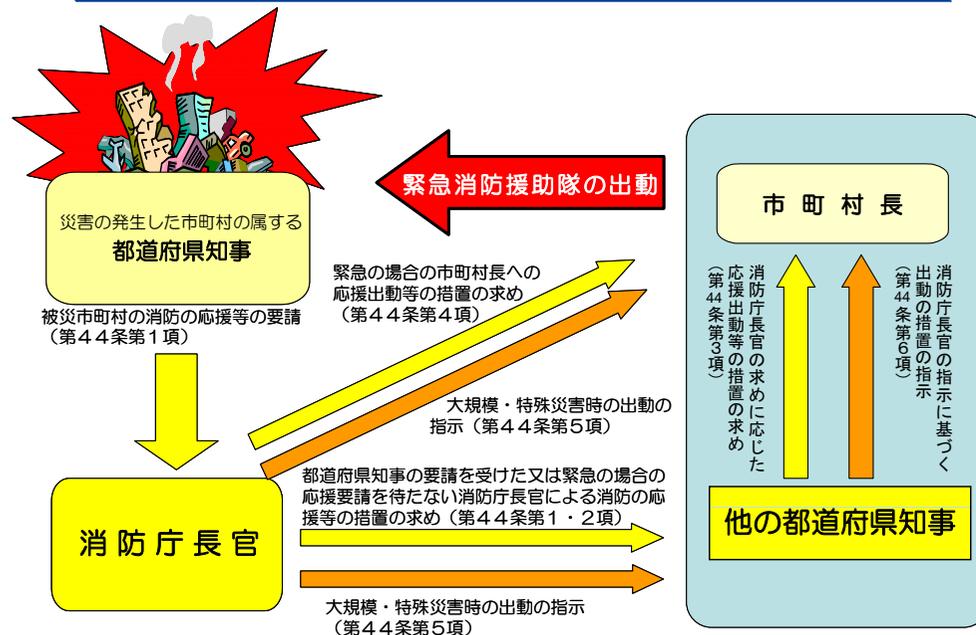
その後、平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権が創設された。

平成20年5月の消防組織法の改正(平成20年8月27日施行)により、都道府県知事による都道府県内における部隊移動指示権の創設や消防応援活動調整本部の設置など機動力の強化等を図った。

緊急消防援助隊の部隊は、消防組織法第45条第4項に基づき消防庁長官が登録することとしており、平成20年度末までに、4,000隊規模に増強を図ることを目標としている。

平成20年4月1日現在における緊急消防援助隊の登録部隊は、789消防本部(全国の消防本部の約98%)から3,960隊、人員規模としては4万6,000人体制となっている。

緊急消防援助隊の出動スキーム



()の条項は全て消防組織法

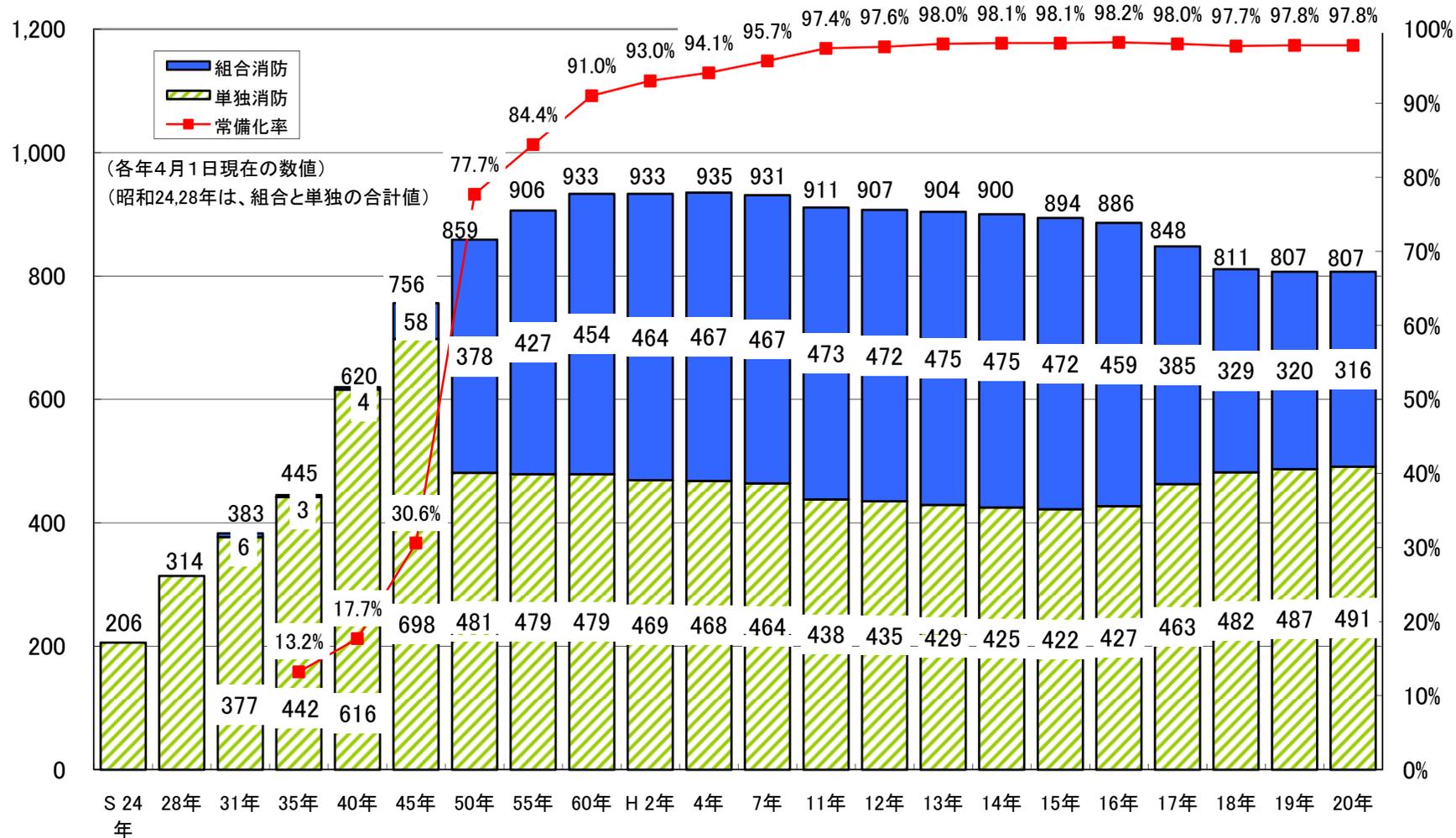
緊急消防援助隊の出動実績(平成16年4月1日法制化以降)

- ① 平成16年7月新潟・福島豪雨(平成16年7月13日)
- ② 平成16年7月福井豪雨(平成16年7月18日)
- ③ 平成16年台風23号(平成16年10月21日)
- ④ 平成16年新潟県中越地震(平成16年10月23日)震度7
- ⑤ 平成17年福岡県西方沖を震源とする地震災害(平成17年3月20日)震度6弱
- ⑥ 尼崎市において発生したJR西日本列車事故(平成17年4月25日)
- ⑦ 奈良県吉野郡上北山村土砂崩れ車両埋没事故(平成19年1月30日)
- ⑧ 平成19年能登半島地震(平成19年3月25日)震度6強
- ⑨ 三重県中部を震源とする地震(平成19年4月15日)震度5強
- ⑩ 平成19年新潟県中越沖地震(平成19年7月16日)震度6強
- ⑪ 岩手・宮城内陸地震(平成20年6月14日)震度6強
- ⑫ 岩手県沿岸北部を震源とする地震(平成20年7月24日)震度6弱

消防本部数と常備化率

(消防本部数)

(常備化率)



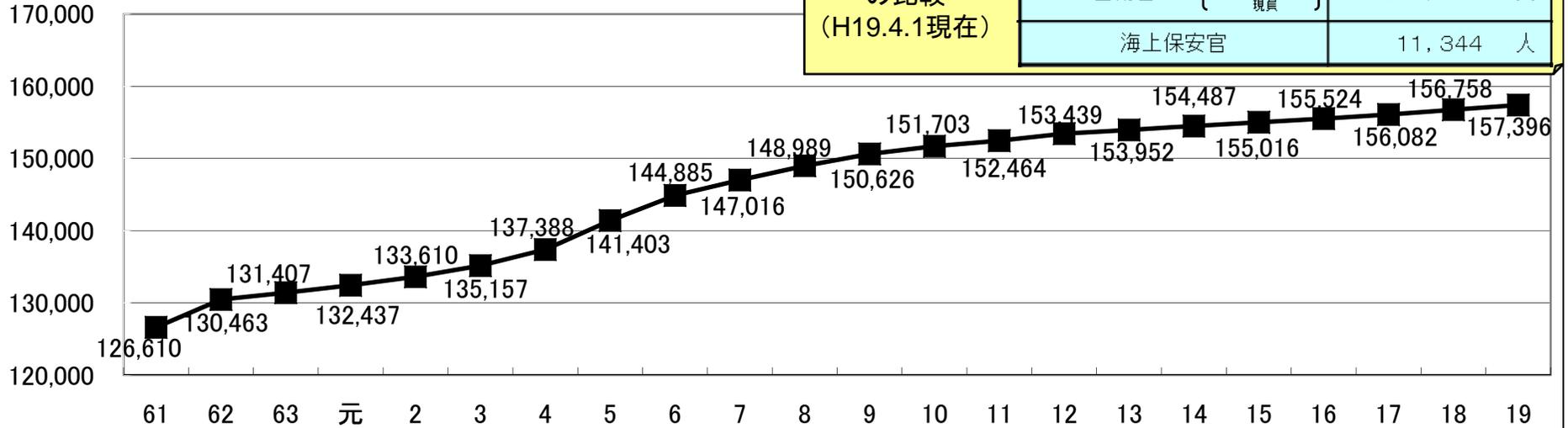
消防職員数

消防職員数

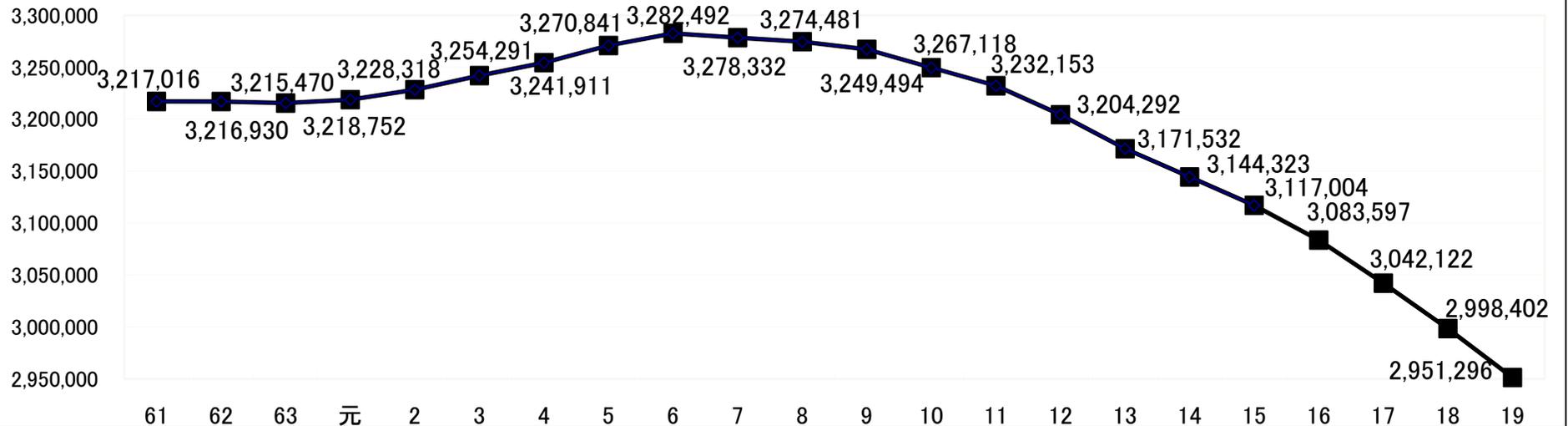
参考

公安職
の比較
(H19.4.1現在)

消防吏員	155,670 人
警察官 〔都道府県警察 政令・条例定数〕	253,505 人
自衛官 〔H19.3.31現在 現員〕	240,970 人
海上保安官	11,344 人



地方公務員の総数



市町村消防の広域化 — 強くなる地域の消防力 —

1 消防を取り巻く環境の変化

- 災害の多様化・大規模化
- 住民ニーズの変化
- 高齢社会、人口減少時代に突入

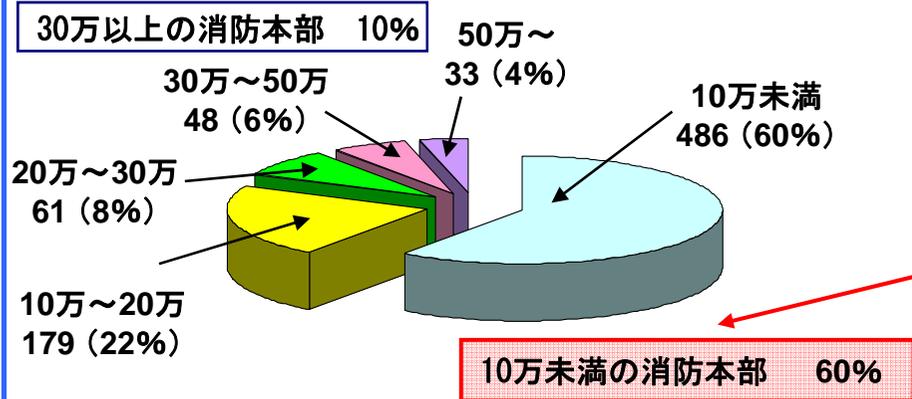


消防を取り巻く環境の変化に的確に対応する必要性

2 消防本部の現状

- 従前から市町村の消防の広域化を推進
- 市町村合併の進展とともに消防本部はやや減少
H3. 10. 1 936本部 → H20. 4. 1 807本部
- 小規模消防本部が多数存在

..... 管轄人口規模別消防本部数（平成19年4月1日現在）



3 広域化の推進

消防組織法の一部改正 平成18年6月14日公布、施行

市町村の消防の広域化に関する基本指針

平成18年7月12日策定

○消防の広域化の趣旨

広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るために行うものであり、広域化しても消防署所の数を減らすことはなく、消防力を総合的に向上させていく。

また消防団については、従来どおり各市町村ごとの設置を基本とし、広域化の対象としない。

○目標となる規模

消防本部の規模は、一般論として大きいほど望ましい。管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当。

○スケジュール

都道府県が推進計画を策定し、推進計画策定後、5年度以内（平成24年度まで）を目途に広域化を実現。

○小規模消防本部の課題

- ・ 出動体制、消防車両・専門要員の確保等の限界
- ・ 組織管理や財政運営面での厳しさが指摘

〔例〕「消防力の整備指針」に基づく充足率（H18.4.1）

- ・ はしご自動車 30万人以上 100.0% 5万人未満 48.4%
- ・ 消防職員数 30万人以上 81.0% 5万人未満 54.0%

消防団の現況

◆ 消防団の特質

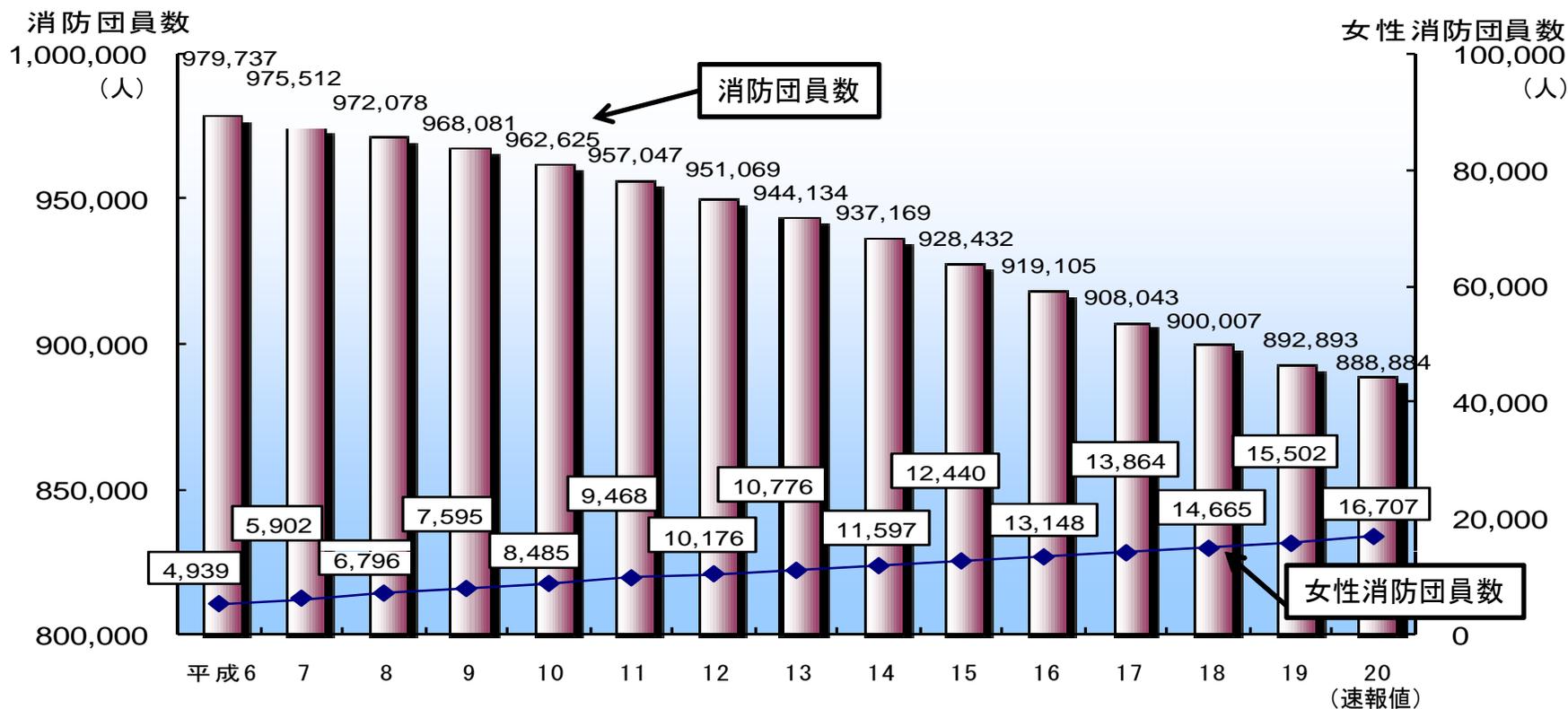
- 消防組織法第9条～消防機関として常備消防機関と消防団(非常備消防機関)の2種類
- 基本的にはボランティア(非常勤特別職の地方公務員)
- 地域における消防防災の中核的存在(要員動員力・地域密着性・即時対応力)

◆ 数値目標

- ・ 全国の総消防団員数を 100万人以上
- ・ うち女性消防団員数を 10万人以上

◆ 現状(平成20年4月1日現在速報値)

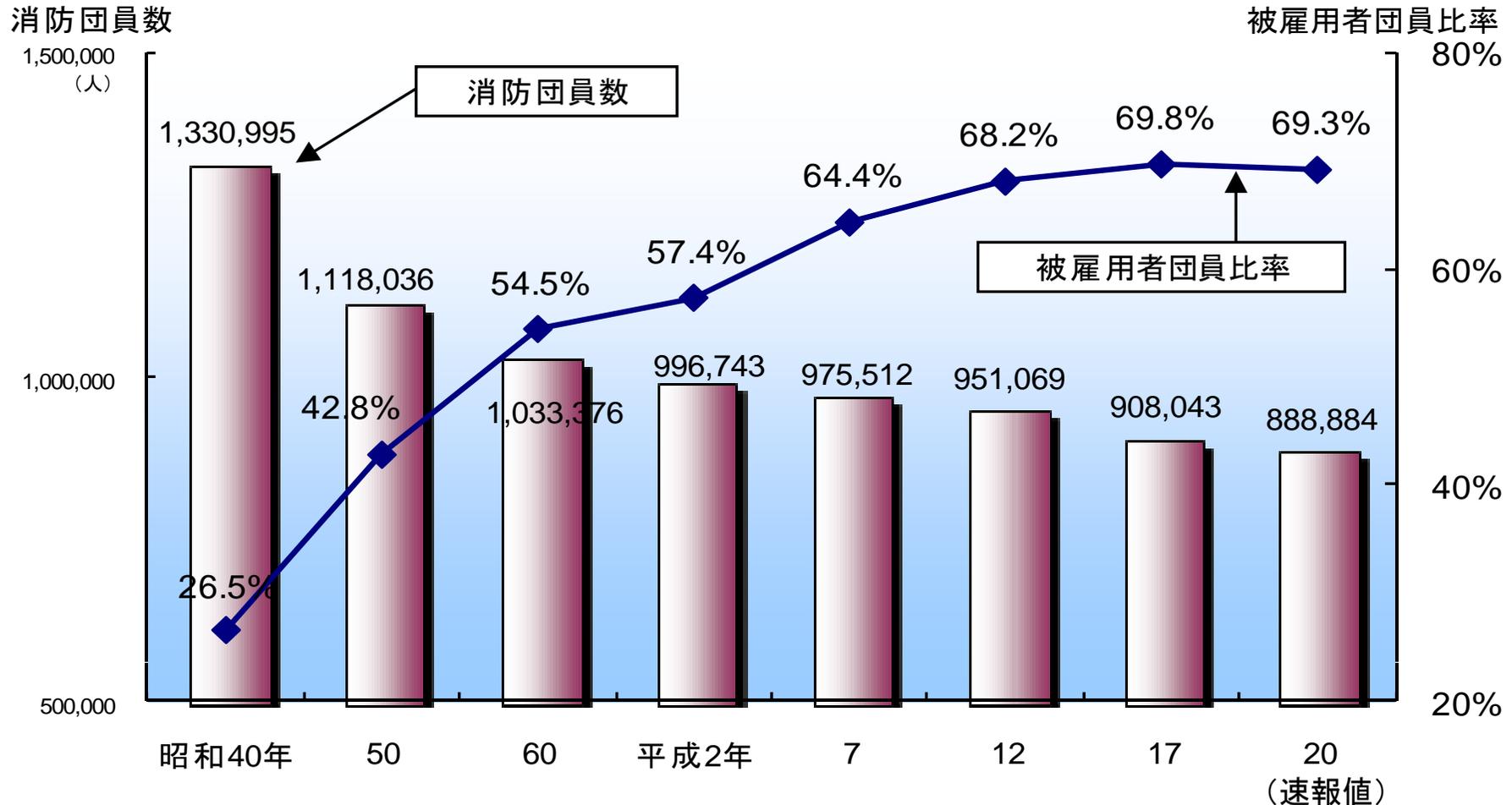
- ・ 消防団員数の減少 88.9万人
- ・ 消防団員の被雇用者化 69.3%



消防団員数と被雇用者(会社員)団員比率の推移

消防団の現状・課題

- ◆ 消防団員数の減少 → 約88.9万人
- ◆ 消防団員の被雇用者化 → 69.3% ※平成20年4月1日現在速報値



消防団協力事業所への優遇措置の例（長野県）

1 消防団活動協力事業所応援減税

[平成19年2月定例会提出、平成19年4月1日施行]

対 象	税 目	対象事業税	減 税 額
中小法人 ※1	法人事業税	平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に開始する事業年度に係る事業税及びその翌年度に係る事業税	税額の2分の1 (減税限度額: 10万円)
個人事業主 ※2	個人事業税	平成20年度分又は平成21年度分の事業税及びその翌年度にかかる事業税	

※1 : 資本金又は出資金の額が1,000万円以下の中小法人に限ります。
 ※1及び※2 : 青色申告書を提出する法人又は個人事業主の方であることが必要です。

◆ 減税措置を受けるためには、以下の要件をすべて満たしていただくことが必要です。

- ① 「消防団協力事業所表示制度」を導入している市町村に所在するすべての事業所が同制度で消防団協力事業所に認定されていること
- ② 消防団員を2人以上雇用していること
- ③ 県内に所在するすべての事業所が就業規則等に消防団員が消防団活動を行うことにより、昇進、賃金、労働時間その他の処遇面での扱いが不利にならないことを記載していること

【参考】「消防団協力事業所表示制度」について(平成18年11月29日付け消防庁長官通知)

消防団活動に協力している事業所に対して、新たに表示証を交付し、協力事業所が地域への社会貢献を果たしていることを社会的に評価します。これにより、消防団と事業所との連携・協力体制の一層の強化、地域における消防・防災体制の充実強化を図ります。

実施主体	市町村・消防本部
制度開始日	市町村又は消防本部が実施要綱を定め実施
交付対象等	消防団活動を行うことに対して昇進や昇給等で不利に扱わないなどの基準により、認定を受けた事業所等に対して表示証が交付されます。 表示証は事業所等を単位として交付されます。
活用方法	認定された事業所等は、表示証を自社HPで公開するなど、事業所等のイメージアップを図ることができます。
有効期間	認定の日から2年間(更新有り)



市町村等が交付する表示証の例

2 長野県建設工事等入札参加資格の優遇

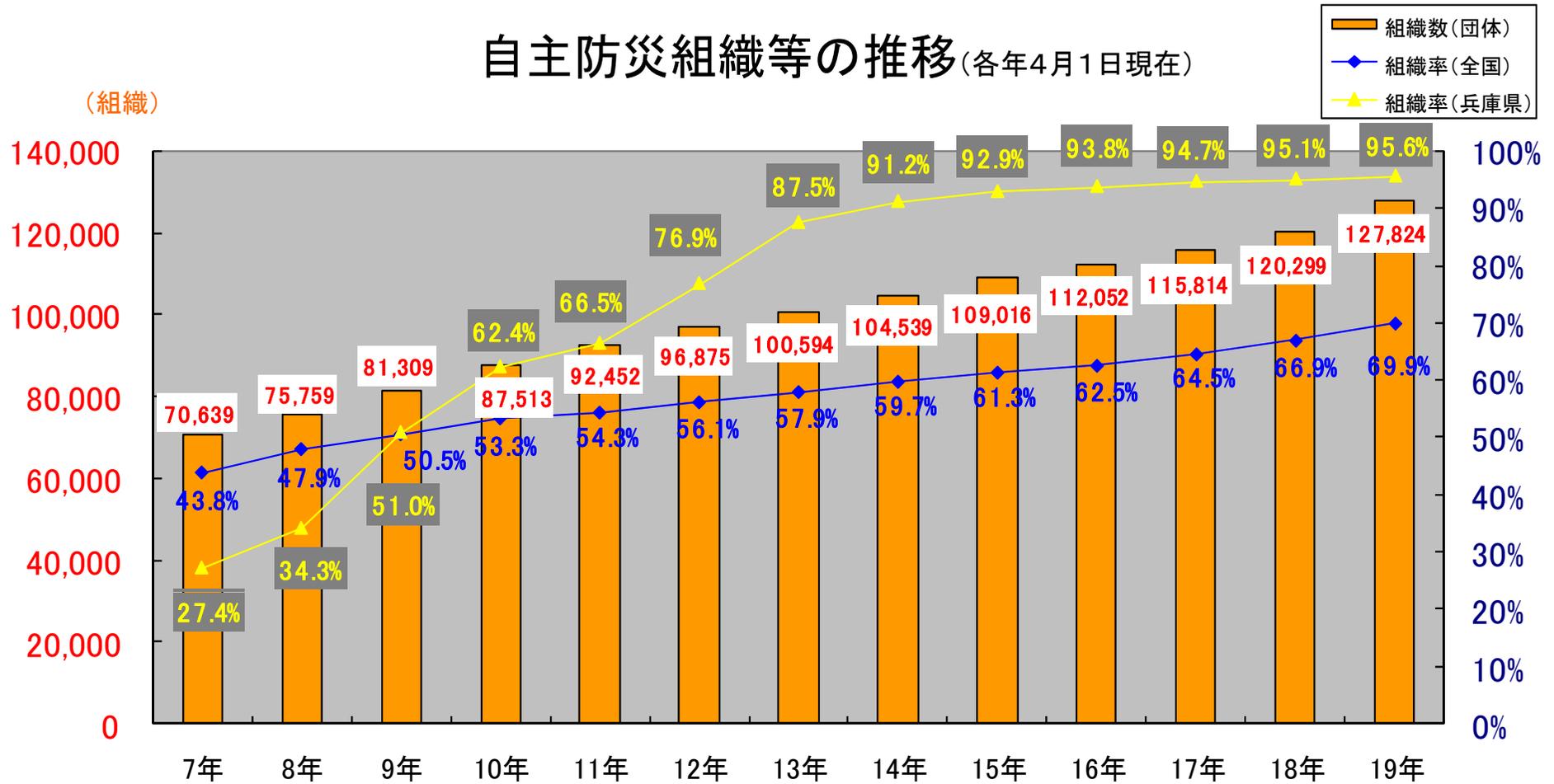
平成21年度から長野県建設工事等入札参加資格総合点数の付与（「新客観点数」の地域貢献等の項目に加点）

海外の義勇消防隊員の確保に関する支援措置について

 アメリカ合衆国	 カナダ	 ドイツ
<p>義勇隊員数: 823,650人 常備職員数: 313,300人</p>	<p>義勇隊員数: 148,000人 常備職員数: 20,000人</p>	<p>義勇隊員数: 1,035,941人 常備職員数: 27,902人</p>
<p>■義勇隊員等に対する税財政上の支援措置</p> <p>【連邦政府】 ○州・地方政府による隊員への税制支援措置分及び消防活動に要した費用の補填分(360ドルまで)について、連邦所得税及び社会保障税から課税所得控除</p> <p>【アラスカ州】 ○地方政府に対し、隊員への10,000ドルまでの資産評価額控除を許可</p> <p>【コネティカット州】 ○地方政府に対し、隊員への1,000ドルまでの資産税額控除を許可</p> <p>【デラウェア州】 ○隊員に対し、300ドルの州所得税額控除(消防活動用の衣類等の購入に係るものとして)</p> <p>【ニューヨーク州】 ○地方政府に対し、隊員への10%までの資産税額控除を許可</p> <p>【ペンシルヴァニア州】 ○隊員に対し、100ドルの税額控除 ・地方政府に対し、隊員への400ドルまでの所得税額控除を許可(法律案審議中) ・隊員に対し、2008年に100ドル(2012年まで毎年100ドルずつ500ドルまで拡大)の個人所得税額控除(法律案審議中) ・大学生の隊員に対し、50%までの学費支払い制度を創設(法律案審議中) ・企業に対し、正規雇用の隊員1人につき1,000ドルの税額控除(法律案審議中)</p> <p>■その他の支援措置</p> <p>【ウェストヴァージニア州・オハイオ州・カリフォルニア州・ケンタッキー州・ペンシルヴァニア州・マサチューセッツ州】 ○消防活動による遅刻・欠勤を理由とする解雇の禁止</p> <p>【オハイオ州】 ○消防活動のため年間40時間の有給休暇を確保</p> <p>【カリフォルニア州】 ○消防活動や訓練のため14日間の休暇を確保(被雇用者50人以上の企業に限定)</p> <p>【コネティカット州】 ○勤務中の緊急出動に対して給与の減額や休暇時間の削減等を禁止</p> <p>【ワシントン州】 ○消防活動によるケガを理由とする解雇の禁止(被雇用者25人以下の企業は除外)</p>	<p>■義勇隊員等に対する税財政上の支援措置</p> <p>【連邦政府】 ○消防活動に対する地方政府等から隊員への報酬・費用補てんについて、1,000ドルまで課税所得控除 ・隊員に対し、100時間の消防活動に対して1,000ドル、200時間以上に対して2,000ドルの所得税額控除(法律案審議中)</p> <p>【ノヴァスコシア州】 ○隊員に対し、個人所得税額控除(2007年: 250ドル、2008年: 375ドル、2009年以降: 500ドル)</p>	<p>■義勇隊員等に対する税財政上の支援措置</p> <p>【シュレースヴィヒホルシュタイン州・バイエルン州・ブランデンブルグ州】 ○企業に対し、隊員が消防活動で職場を離れた場合にも給与の支払いを義務付けると共に、企業の申請に基づき、市町村が当該費用を補てん</p>

大規模災害に備えた住民による防災活動

自主防災組織等の推移 (各年4月1日現在)



※組織率は、「管内世帯数」に占める「組織されている地域の世帯数」の割合(%)である。

(消防庁:「地方防災行政の現況」による)

発生が懸念される主な大規模地震

首都直下地震

M7クラスの南関東で発生する地震は
今後30年間で70%程度の確率で発生

<被害想定>

死者:約11,000人、全壊家屋:約85万棟、経済損失:約112兆円

東海地震

今後30年間でM8程度の地震が87%
(参考値)の確率で発生

<被害想定>

死者:約9,200人、全壊家屋:約26万棟、経済損失:約37兆円

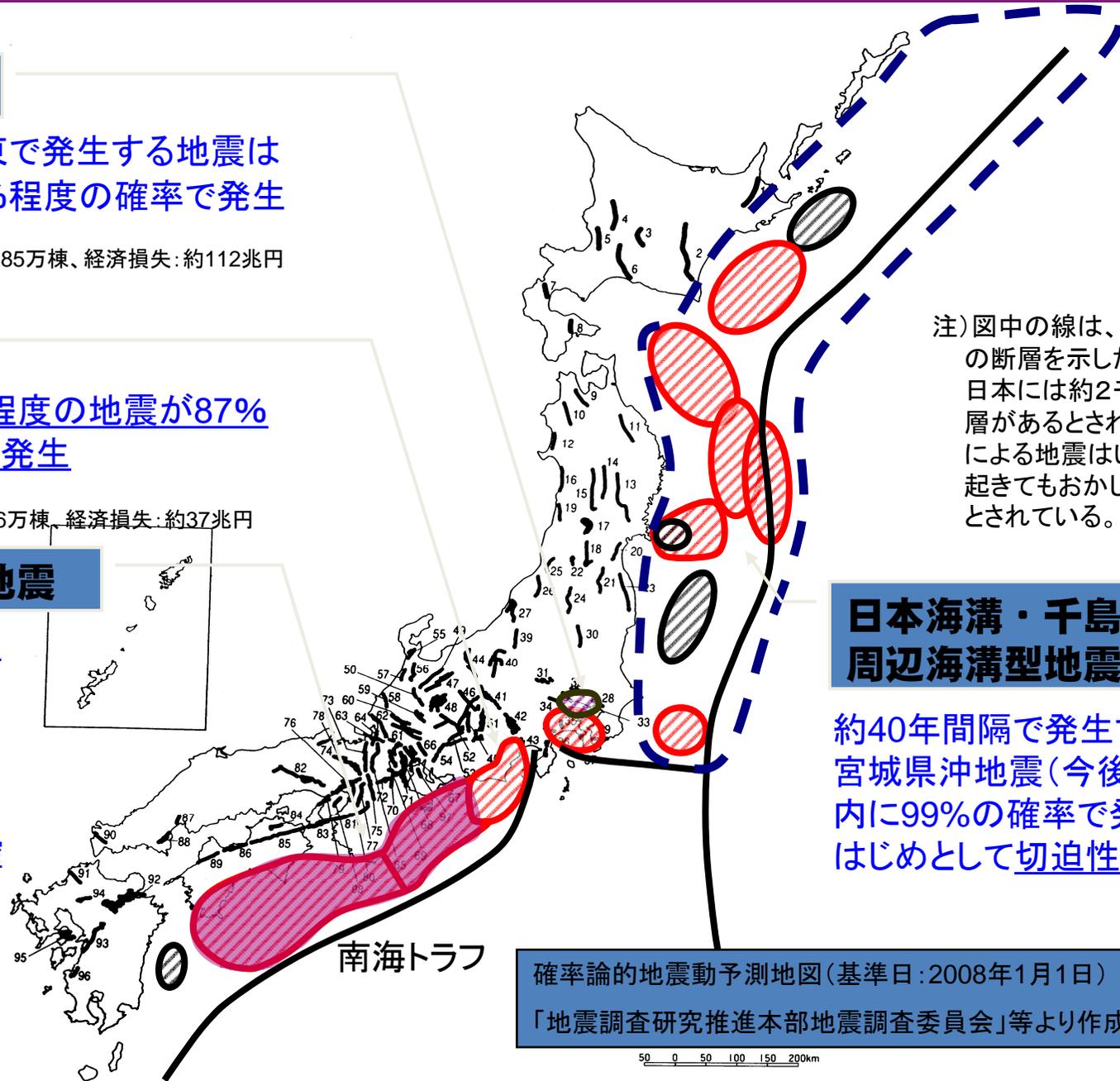
東南海・南海地震

今世紀前半での発生が懸念

(今後30年間で東南海地震は60~70%程度、南海地震は50%程度の確率で発生)

<被害想定>

死者:約18,000人、
全壊家屋:約36万棟、
経済損失:約57兆円



注) 図中の線は、主要な98の断層を示したもので、日本には約2千の活断層があるとされ、活断層による地震はいつでもどこでもおこしかねないものとされている。

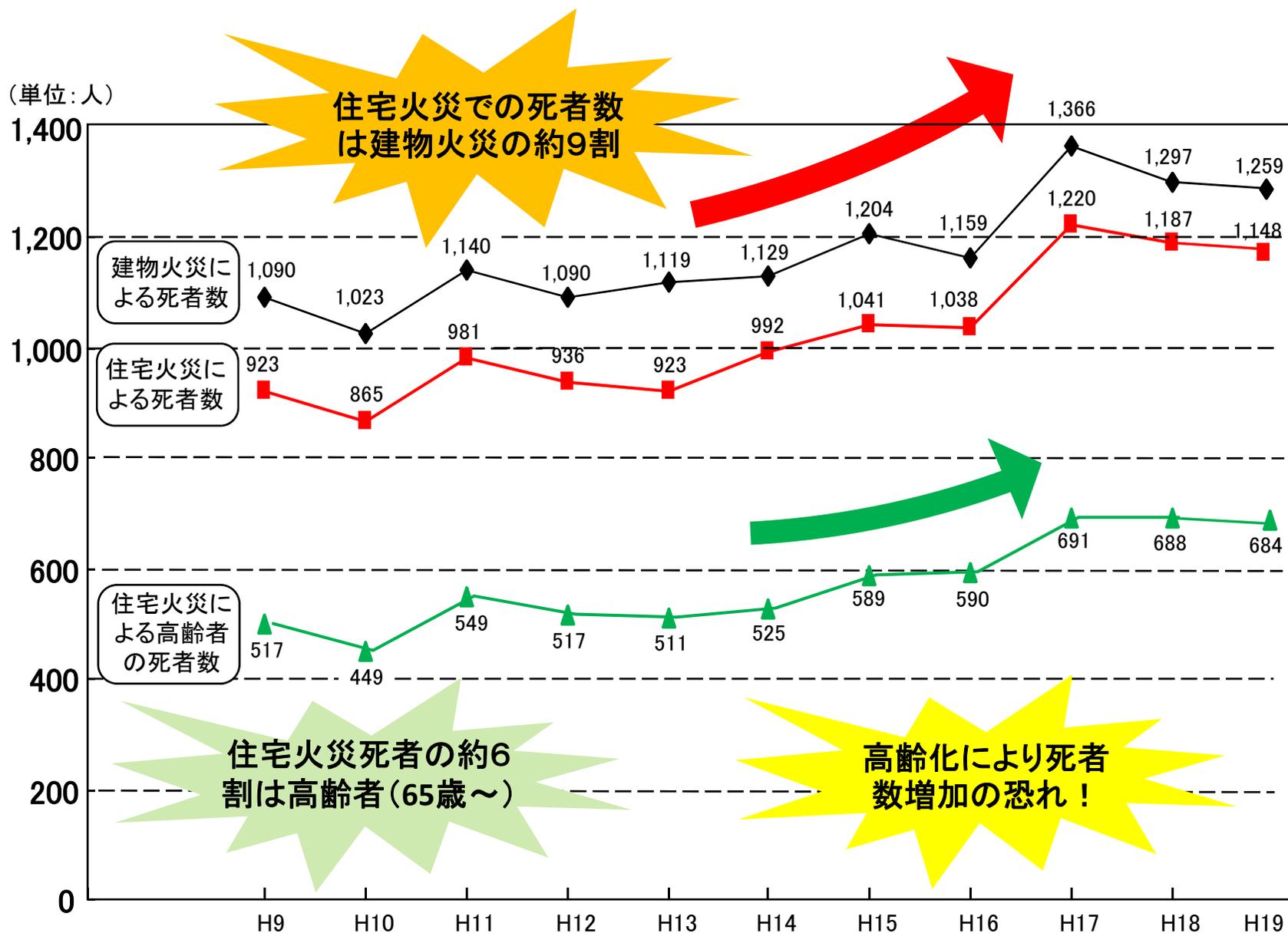
日本海溝・千島海溝 周辺海溝型地震

約40年間隔で発生する
宮城県沖地震(今後30年以内に99%の確率で発生)をはじめとして切迫性が指摘

確率論的地震動予測地図(基準日:2008年1月1日)

「地震調査研究推進本部地震調査委員会」等より作成

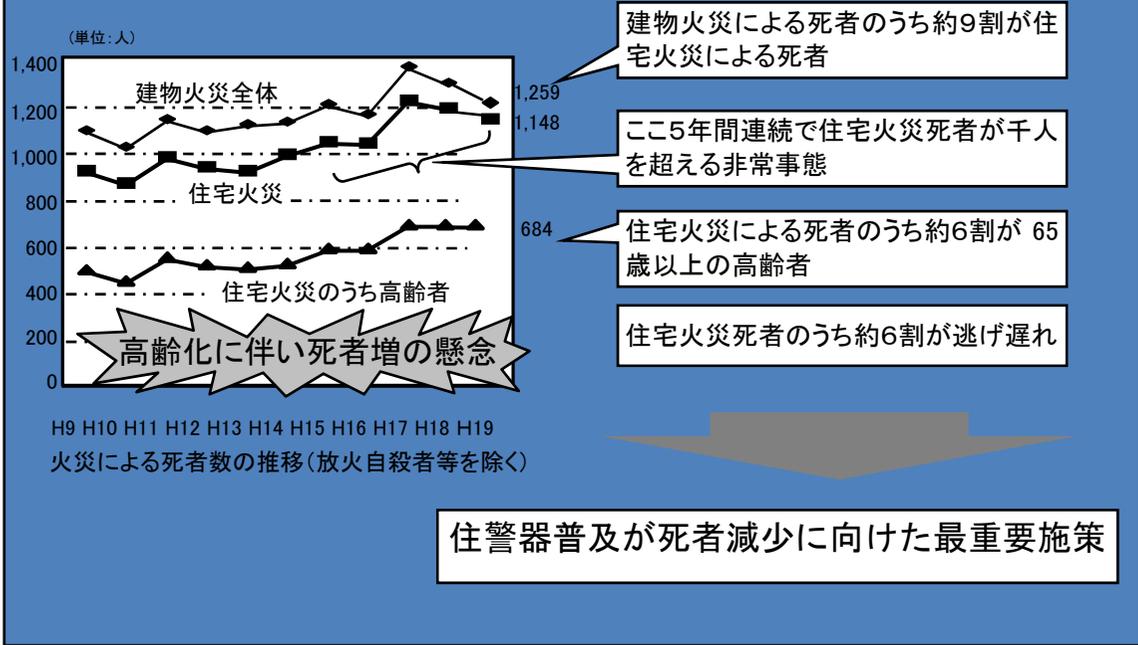
増加する住宅火災死者数 — 死者の半数以上は高齢者 —



※放火自殺者等を除く

住宅用火災警報器等の普及促進

住宅火災の状況



住宅用火災警報器設置の義務づけ

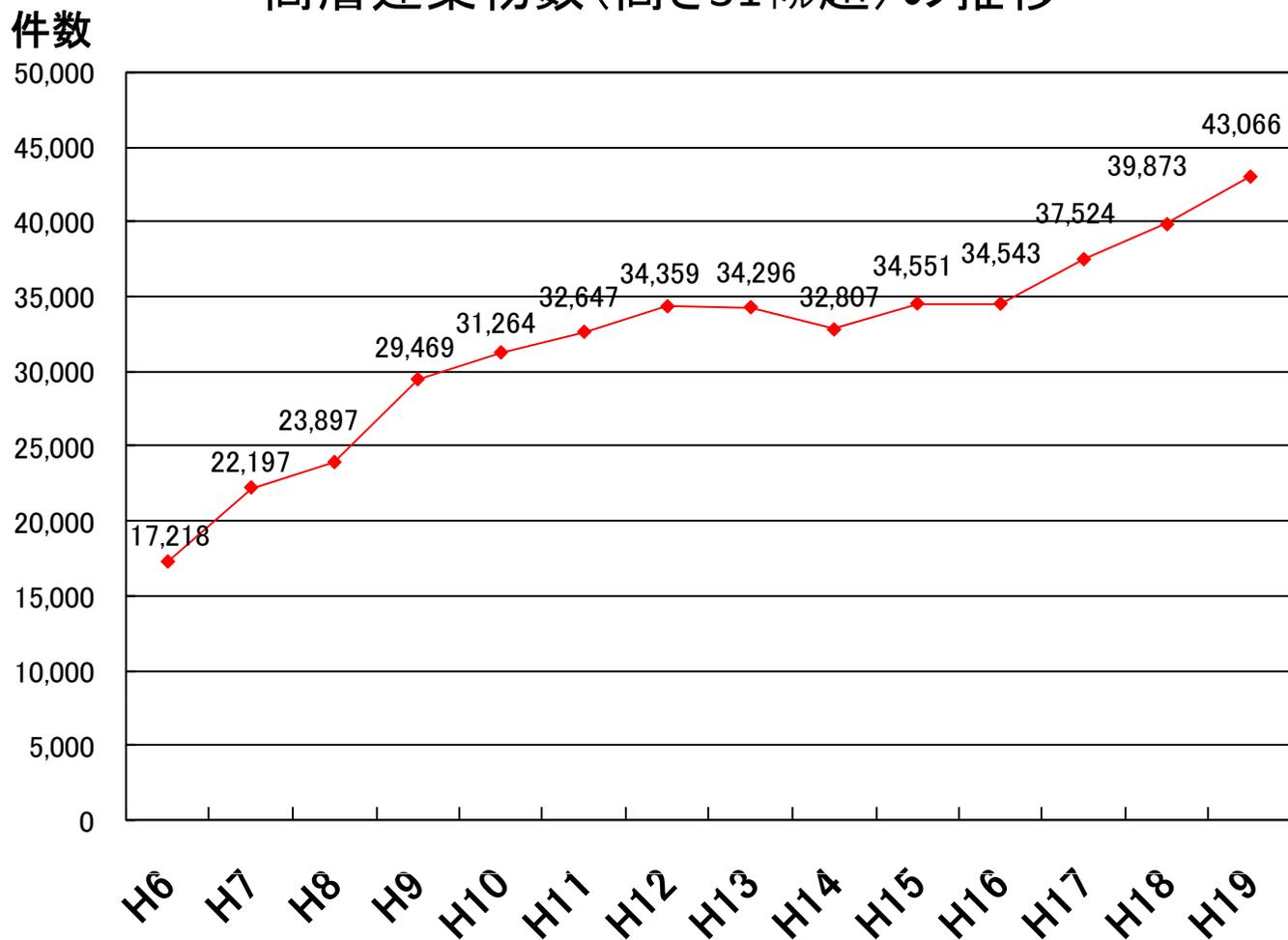
- 新築住宅:平成18年6月1日より適用
- 既存住宅:平成23年6月1日までの間で各市町村条例で定める日より適用
- 住警器等の設置場所
(原則寝室や寝室のある階の階段等に設置)



住宅用火災警報器等の早急な普及が必要

増加する大規模建築物

高層建築物数(高さ31メートル超)の推移



- 高層建築物は平成6年と比較して2.5倍に
 - － 大規模な地下街等も含め大規模災害の際の被害は拡大する恐れ
- 規制緩和も進んでいる(消防用設備等の性能規定化等)
 - － 企業側の自主的な取り組みも重要

危険物施設の安全対策の充実・強化

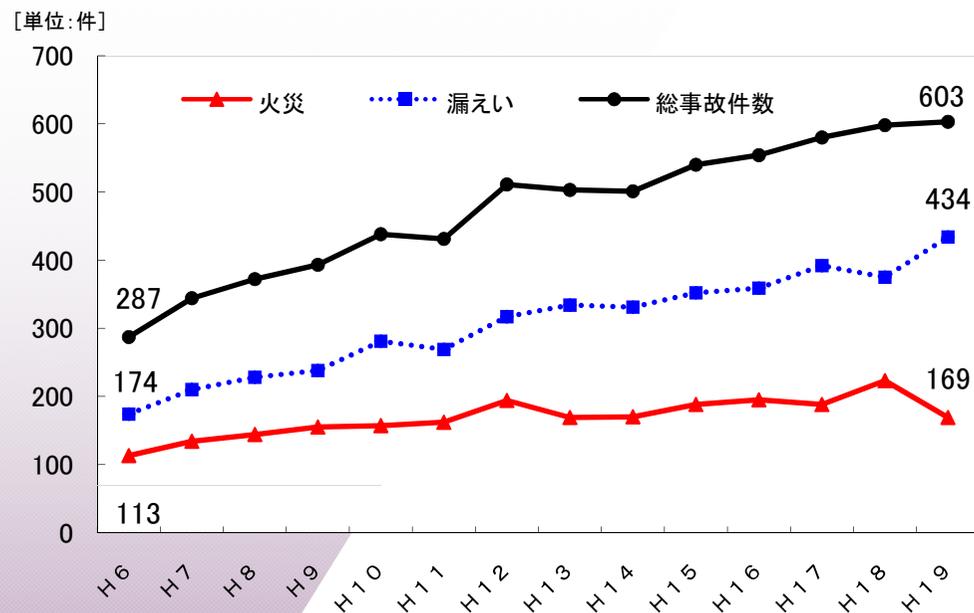
危険物施設の事故の急増

○危険物施設の事故(火災・漏えい)の件数

平成6年:287件



平成19年:**603件**

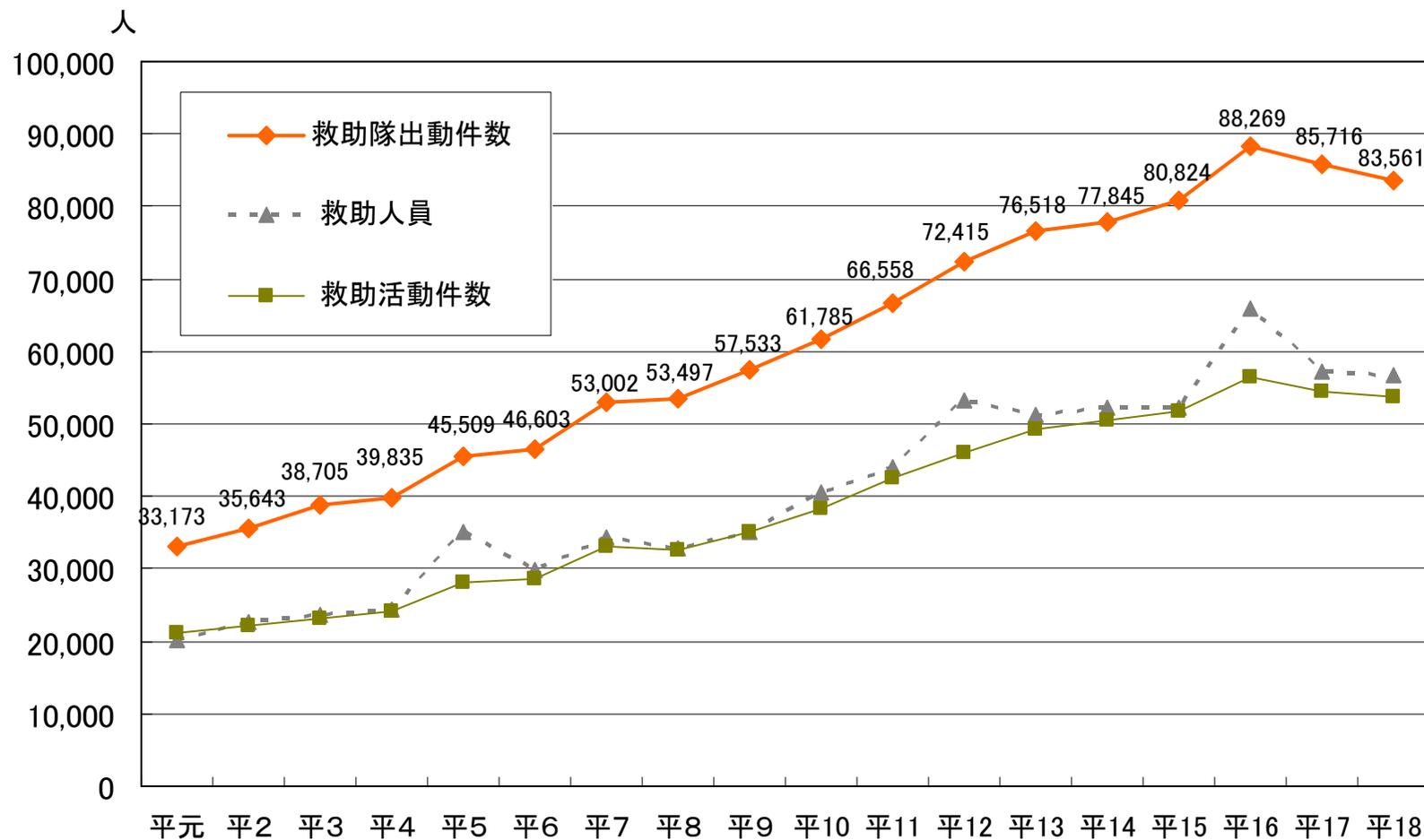


(注) 平成6年北海道東方沖地震及び三陸はるか沖地震、平成7年阪神淡路大震災、平成12年鳥取県西部地震、平成15年宮城県沖北部を震源とする地震及び北海道十勝沖地震、平成16年新潟県中越地震、平成19年度能登半島地震及び新潟県中越沖地震による事故件数を除く。

危険物施設の更なる安全対策が急務

救助隊出動件数、救助人員及び救助活動件数の推移

20

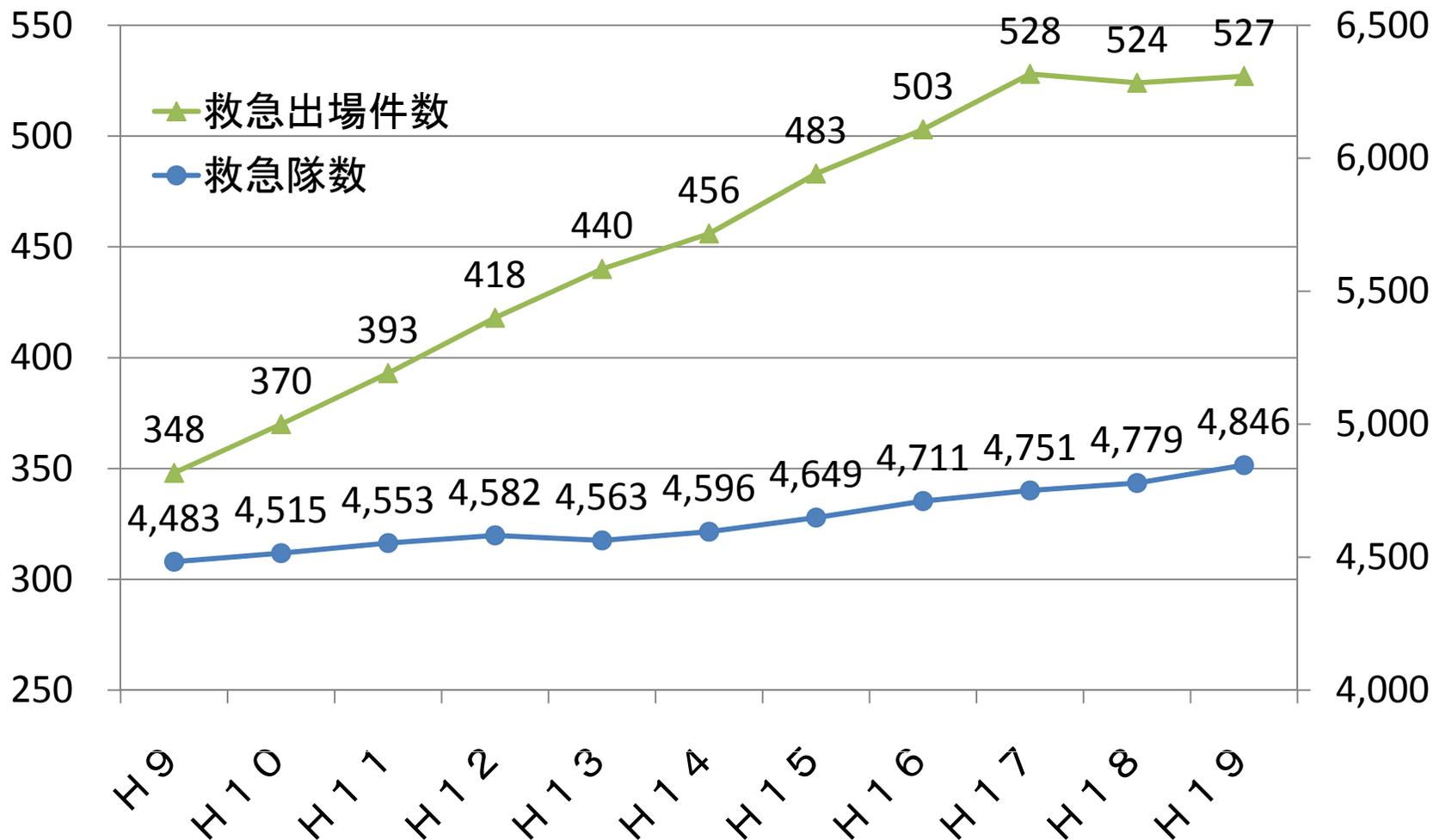


10年間で、救助隊出動件数は56.2%増

救急出場件数と救急隊数の推移

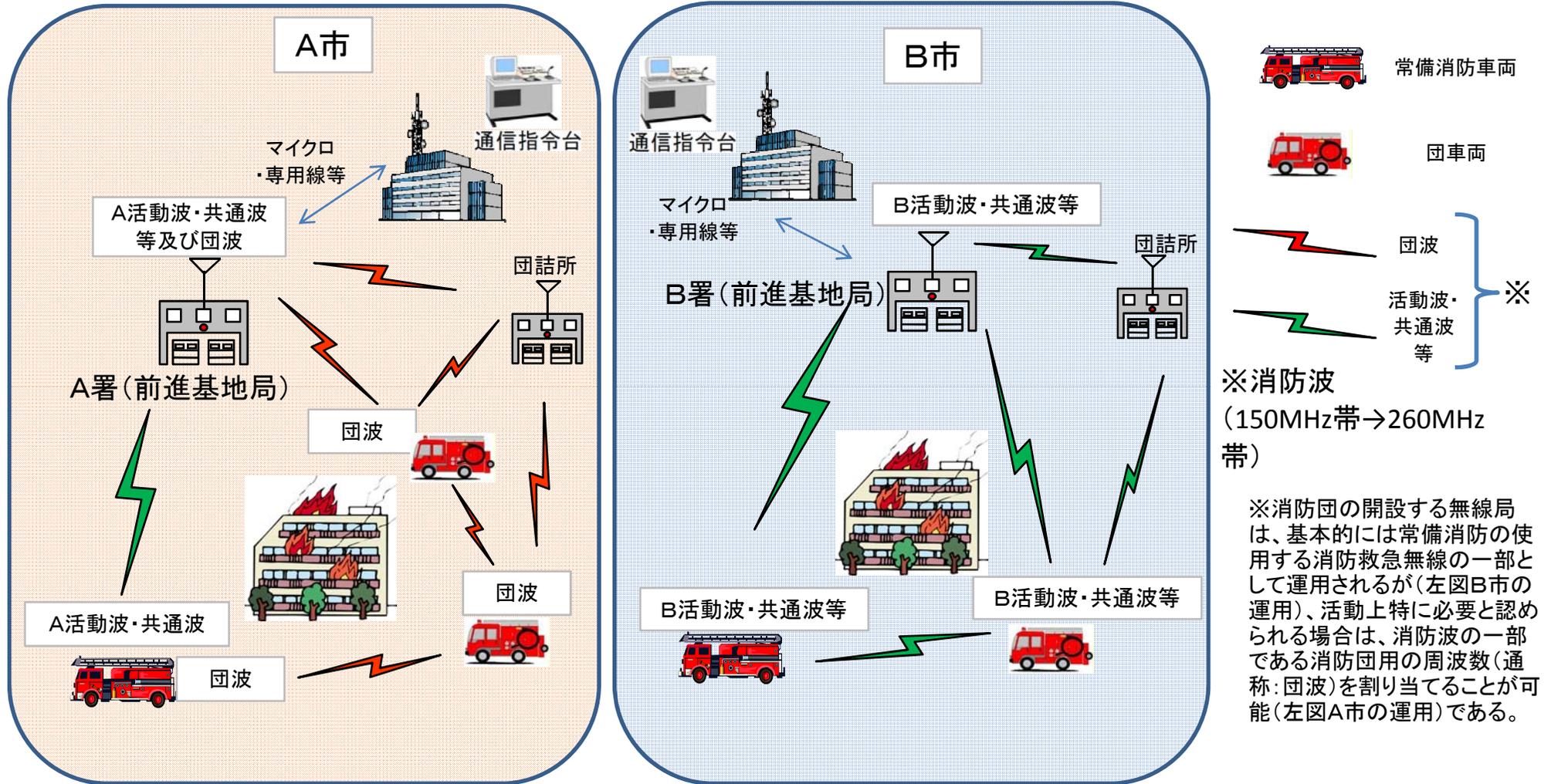
救急出場件数
(万件)

救急隊数
(隊)



10年間で、出場件数は、51.4%増、救急隊数は8.1%増

消防本部と消防団との通信ネットワーク運用例



参考:電波法関係審査基準(抄)

消防団に開設される無線局の周波数については、次によるものとする。

・当該消防団が常備の消防本部及び消防署である機関と併設されている場合は、**原則として当該消防本部に割り当てられている周波数を共用させる(上図B市での運用)ものとし、当該消防団の消防活動等において特に必要な場合は、消防団用の周波数を認める(上図A市の運用)こととする。**

・常備消防が設置されていない市町村等の消防団の場合は、消防団用の周波数並びに県内共通用の周波数及び全国共通用の周波数又はデジタル共通用の周波数を認めることとする。

消防団で使用されている無線局数等について

1 消防団における無線の利用

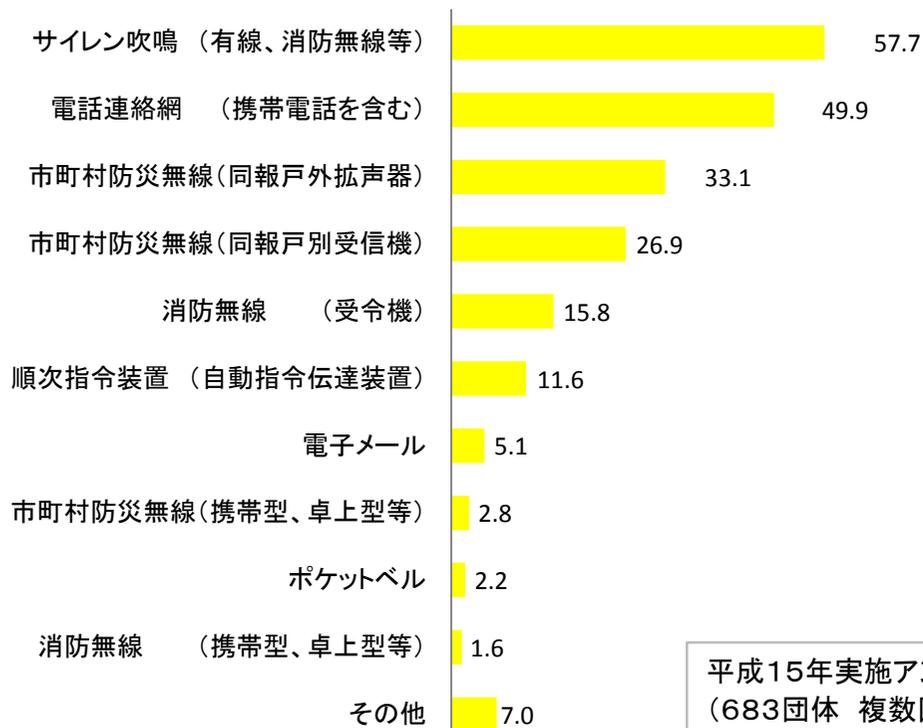
(1) 無線局数(移動局)
約17,000局

(2) 無線受令機数
約43,000機

(平成19年4月1日現在)

◇ 参考
常備消防で使用されている無線局数
約76,000局

2 消防団員への出場指令の手段



平成15年実施アンケート調査
(683団体 複数回答)

消防関係団体 比較表

法制度等	補助金・支援策等	教育・訓練	基本データ	活動内容	
常備消防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防組織法第9条に基づいて市町村に設置される機関。 ・ 市町村は消防本部・消防署・消防団の全部又は一部を設けなければならない。 ・ 消防本部及び消防署に消防職員を置くこととされている。(消防組織法第11条) ・ 消防力の整備指針に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に応じた適切な消防体制を整備することとされている。(消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)) ・ 改正消防組織法(平成18年6月)に基づき、消防力の一層の充実強化を図るため、消防の広域化を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防防災施設整備費補助金 (②0予算:32.5億円) ・ 緊急消防援助隊整備費補助金 (②0予算:50億円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県(及び一部の政令指定都市)に設置されている消防学校における初任教育等 ・ 消防大学校における各種教育・訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防職員数 157,396人 ・ 消防の常備化率 97.8% ・ 人口カバー率 99.9% (平成19年4月1日現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火 ・ 救急 ・ 救助 ・ 火災予防 ・ 危険物の保安 ・ 特殊災害対策 等
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防組織法第9条に基づいて市町村に設置される機関。 ・ 必ずしも全ての市町村が消防団を設置しなければならないわけではない。 ・ 消防団に消防団員を置くこととされており、消防団員は非常勤特別職の地方公務員である。(消防組織法第19条、地方公務員法第3条第3項第5号) ・ 消防力の整備指針に定める人員を目標として、地域の実情に応じた適切な消防体制を整備することとされている。(消防力の整備指針第37条～第39条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防防災施設整備費補助金(消防団分)は平成18年度に一般財源化。三位一体改革前(平成16年度)の予算は20億円。 ・ (財)日本消防協会による消防団多機能型車両の交付等。 ・ 消防団員確保対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①消防団協力事業所表示制度 ②機能別団員・分団制度の全国展開 ③消防団員確保アドバイザー派遣制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防学校における教育・訓練(基礎教育、幹部教育等) ・ 消防大学校における教育・訓練(消防団長科) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員数 888,884人 ・ 全国2,380団、 23,057分団 ・ 消防団未設置市町村 愛知県西尾市 (平成20年4月1日現在速報値) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火 ・ 救助 ・ 火災予防 ・ 防火指導 ・ 地域内の安全点検 等
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織。(災害対策基本法第5条第2項) ・ 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。(消防組織法第52条第2項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防防災施設整備費補助金(自主防災組織分)は平成18年度に一般財源化。三位一体改革前(平成16年度)の予算は1.6億円。 ・ 各自治体による資機材購入及び運営費等の補助や資機材等の現物支給。 ・ 自主防災組織への資機材等の助成(自治総合センターからの助成金:2.5億円)(平成19年度) ・ (財)日本防火協会による訓練用資機材等の助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防学校における教育・訓練 ・ 消防大学校における教育(自主防災組織育成コース:自主防災組織の育成担当者等に対し、必要な知識及び能力を習得させる) ・ (財)日本防火協会による研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,632市区町村で127,824の自主防災組織が設置。組織率(全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合)は、69.9%。 (平成19年4月1日現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練の実施 ・ 防災知識の普及・啓発 ・ 地域内の安全点検(災害時) ・ 避難所運営の支援 ・ 初期消火 ・ 避難誘導 等
婦人(女性)防火クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織(災害対策基本法第5条第2項) ・ 婦人(女性)防火クラブとは、火災予防思想の普及及び初期消火のための活動等を実施している婦人(女性)の組織で、消防組織法第9条に規定する消防団以外のもの。(消防防災・震災対策現況調査における定義) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (財)日本防火協会による訓練用資機材等の助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各自治体による育成、指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織数 11,831クラブ ・ 人員 1,930,165人 (平成19年4月1日現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の防火指導 ・ 防災知識の普及・啓発 ・ 防火訓練の実施 ・ 消防・防災施設見学会(災害時) ・ 初期消火 ・ 避難誘導 等
少年消防クラブ 幼年消防クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「少年消防クラブ」とは、少年消防クラブ取扱要綱(昭和25年12月1日国消管第274号)に基づき、防火思想の普及徹底を図ることを目的として、10歳以上15歳以下を対象に結成されたクラブ。 ・ 「幼年消防クラブ」とは、幼年期における防火のしつけ及び防火思想の教育等を行うことを目的として、9歳以下の児童、幼稚園、保育園の園児等を対象として結成されたクラブ。 (消防防災・震災対策現況調査における定義) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防庁が少年少女消防クラブフレンドシップを実施。優良消防クラブ及び指導者の表彰等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各自治体による研修会、訓練 ・ (財)日本防火協会による研修会、資機材に対する助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少年消防クラブ ・ 組織数 5,519クラブ ・ クラブ員数 433,134人 ・ 指導者数 15,658人 ○ 幼年消防クラブ ・ 組織数 14,497クラブ ・ クラブ員数 1,246,432人 ・ 指導者数 99,249人 (平成19年5月1日現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火・防災講習会への参加 ・ 防火パトロール ・ 防火・防災に関する研究発表会等
自衛消防組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法第8条に基づいて、多数の者が出入りする防火対象物で政令で定めるものに置かれる自衛消防の組織(消防法施行規則第3条) ・ 防火対象物の管理権原者は、防火管理者を選任し、防火管理者は消防計画を作成して自衛消防の組織の編成や活動内容を定める。 ・ 多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものとして政令で定める防火対象物については、改正消防法(平成19年6月)第8条の2の5に基づき、自衛消防組織の設置が義務付けられることとされている。(平成21年6月1日施行) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村、都道府県及び指定登録講習機関((財)日本防火協会)が実施する防火管理講習 ・ 消防本部等による訓練指導 ・ 自衛消防業務講習(新制度) ・ 自治体独自の講習等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法第8条対象 :1,048,904対象 ・ 防火管理者選任済 : 794,674対象 (75.8%) ・ 消防計画届出済 : 710,099対象 (67.7%) (平成19年3月31日現在) 	<ul style="list-style-type: none"> 防火対象物(事業所)内における活動 ・ 消防機関への通報 ・ 初期消火 ・ 避難誘導 等

地域総合防災力の充実方策に関する小委員会名簿

(50音順、敬称略)

小委員長	秋本敏文	日本消防協会 理事長
委員	上田信雅	富山県消防協会 会長
委員	小川和久	株式会社危機管理総合研究所 代表取締役研究所長
委員	小林輝幸	全国消防長会 会長
委員	高梨成子	株式会社 防災&情報研究所代表
専門委員	青山彰久	読売新聞東京本社 編集委員
専門委員	石垣正夫	新見市長・全国市長会 行政委員会委員長
専門委員	金井泰子	東京消防少年団連盟会長
専門委員	斎藤 仁	日本経済団体連合会 社会第二本部長
専門委員	重川希志依	富士常葉大学大学院 環境防災研究科教授
専門委員	坪田秀治	日本商工会議所 理事・事務局長
専門委員	山崎 登	NHK 解説委員
専門委員	吉田 八重子	宮城県婦人防火クラブ連絡協議会会長